

第六十二回 参議院 内閣委員会 會議録第十四号

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)
午前十一時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君
山崎 昇君

委員 内田 芳郎君
佐藤 隆君
長屋 茂君
安田 隆明君
山崎 竜男君
山本茂一郎君
前川 且君
村田 秀三君
山本伊三郎君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

国務大臣 荒木萬壽夫君
国務大臣 床次 徳二君

政府委員 内閣法制局第二部長 田中 康民君
人事院 総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 岡田 勝二君
人事院事務総局 尾崎 朝夷君
給与局長

本日の會議に付した案件
○行政機關の職員に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
行政機關の職員の定員に関する法律案を議題といたします。

質案のおありの方は順次御発言を願います。
○村田秀三君 これはまあ総定員法ともきわめて重大な關係を持つ問題であります。総定員法の提案されたようになってきたものは、行政改革ということが主眼になされておるものと思ひますが、行政改革の中できわめて重要な問題として取り上げられておるところの、今日たくさんあります共管競合事務の整理統合について、まず初めにお伺いをしたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、この問題は非常に広範であり、かつ複雑であり、この整理統合が、その必要性を承知されながらも、なかなか思うようについていないという事情としては、ある部分了

事務局側
常任委員会専門員
内閣総理大臣官房 陸上交通安全調査室長 宮崎 清文君
総理府人事局長 栗山 廉平君
行政管理局長 熊谷 義雄君
行政管理局行政官 河合 三良君
行政管理局行政官 岡内 豊君
監察局長 吉武 素二君
氣象庁長官 坂本 勲介君
氣象庁次長 相原 桂次君

とされるものがないわけでもありません。しかしながら毎回考えられ、かつ計画をされながらも、それが具体的に進捗しておらないという実情は、どうもやはり私どもの了解しにくい点であるわけでありまして、この問題については、その問題の解決に当たるときは行政官として基本的な考え方、これが当然あるべきだと思ひますので、まず総括的に現在どのようになっているか、これをひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の共管競合行政——觀光行政及び交通行政等をはじめとしまして、問題は幾多あるわけですが、お話しのとおり、實際問題といたしますと、なかなかこの解決は困難だと見受けられます。ですから、何とかして結論に到達したいという努力は、前長官時代から続けておりましたが、いまだに具体的な、結論的なものを申し上げる段階にも至っていないことを恐縮に存じております。ただ、こういうふうにもしたらばより促進されるであろうというふうな考え方、相変わらずの構想ではございますけれども、関係関係の協議会、ないしは総理大臣を長とする関係関係をもつて委員会とでもいうようなものをこしらえて、そこで具体的に推進していったらいかであるかというふうな考えのもとに今日までまいっておりますような次第でございます。

なお、具体的な経過等につきまして、政府委員からも補足させていただきます。

○政府委員(河合三良君) 御指摘の觀光行政につきましては、御承知のように数省庁の所管にまたがっております。そのために共管競合という問題としてしばしば指摘を受けているわけでございます。おもな関係省庁は厚生省、運輸省、文部省並びに建設省でございます。また若干外務省も関係いたしてまいりますが、おもな問題点は、

宿泊設備の問題、景勝地保護の問題、それから外国に対する日本文化の宣伝紹介の問題というふうな問題があるようでございます。たとえば宿泊施設につきましては、厚生省は旅館営業に……。

○村田秀三君 ちょっと、私が申し上げておりますことは総括的な問題です。いまは。いまお答えになっておりますのは、若干觀光行政に関する面が入っているようなので御注意申し上げたわけですが、それはあとでまた具体的に申し上げます。総括的ないわゆる共管競合事務の整理統合について、これはもう全省にまたがっているという言い方は別にいたしても、相当あるはずですから、それらの問題、そうしてまた、行政監理委員会であるとか臨調であるとか、そういう点から指摘されている問題がまたあるはずでありますから、そういうものを包括的ににらみながら、それをどのように整理統合をしていこうかと考えておるのか、そういう点について概括的にまず御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいまのお話のように、臨時行政調査会あるいは監理委員会等からいろいろその問題について指摘がございまして、臨時行政調査会から御指摘を受けました連関行政の問題につきましては、合同庁舎の促進、その他の措置を講じております。

また、その他一般の御指摘につきましては、行革三カ年計画の一部として、共管競合行政の整理統合という題目のもとにこれを検討いたしております。その中で、若干第一次行革計画におきまして扱いましたものは、ただいまちょっと申し上げました觀光行政と、それから営繕行政でございます。觀光行政につきましては、これはその組織の、機構の統合ということではなくて、各省庁のそれぞれの機能の有機的な統合を考へるという方

向で、第一次計画はそういう方向を指示、決定いたしております。また管轄行政につきましても、一般会計に属する管轄行政につきましても、できるだけ一元化する。また特別会計のものは、これはそのうち特に一元化に適するものについてこれを検討するという方針をきめております。

○村田秀三君 あまり概括的、総括的という質問の仕方でありまして、御答弁にちよっと戸惑う向きがないわけでもありませんが、それでは具体的に伺いをいたします。

四十三年度二月二日、各省庁の改革計画案作成要領、閣議決定、この内容について、ひとつ詳細にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) ただいまの「今後における行政改革の推進について」、閣議決定の内容を御報告いたします。

閣議決定の内容は、まず第一に、最近における社会経済情勢の変動にかんがみて、行政の硬直化の打開、それから行政需要の簡素化、能率的な態勢の整備並びに国民のための行政の確保という目的をもちまして、臨時行政調査会の改革意見の趣旨を尊重しながら、おおむね三カ年を目途として各省庁における改革計画を樹立することとが、まず第一点であります。

第二点といたしまして、この改革計画は、各省庁において所管行政について総点検を行ない、その結果を六月三十日まで内閣に提出する。

それからこの内閣に提出されたものにつきましては、行政改革本部におきましてこれを調整して、政府の改革案として作成するという考え方になっております。

なお、その閣議決定に基づきまして、同時にその各省庁の改革計画案の作成要領を示しております。

この作成要領は、まず第一に、行政事務の整理、簡素化。第二に、行政機構の簡素化及び定員の再配分。第三が法令の整理。この三つの項目について改革計画を樹立することになっておりまして、第一の行政事務の整理、簡素化につき

ましては、許認可及び報告等の整理、補助金等の整理、行政事務の下部機関への委任または地方公共団体への移譲。共済組合その他類似行政の整理、統合。機械化等による事務の合理化という五つに分かれております。

また、機構の簡素化、定員の再配分につきましては、各省庁の内部組織の簡素化及び審議会、試験研究機関、検査検定機関等、付属機関の整理再編成。それから地方支分部局の整理再編成及び簡素化。特殊法人の整理再編成及び簡素化。定員の再配分。以上、四つの項目に分かれております。

○村田秀三君 この計画案作成要領に基づいて初年度第一年度、計画からいへば四十三年度がすべて初年度と、こう理解を私はするわけでありまして、その四十三年度においてこの計画案作成要領によって具体的にあらわれた部分、こういうものは具体的に何がありますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいま御指摘の四十三年度というお話でございましたが、この三年計画は四十四年度から実施に入る予定にいたしておりますが、しかしその一部分、許認可の整理あるいは報告類の整理につきましては、特に法律措置を要しないものにつきましては、四十三年度からこれを実施いたしております。

なお、許認可の整理につきましては、全体で各省庁から提出のごさいました約一万一千件のうち、第一次計画において千三百八十三件を整理統合いたすことになっておりますし、また報告類につきましても、各省庁から申し出のありました七千四百四十九件のうち、千五百七十一件を第一次行政計画において整理統合いたすことになっております。これは向こう三カ年間にわたってこれだけを整理をいたすという数でございます。

○村田秀三君 その内容についても少し詳しく知りたいところでありますが、それは別にいたしまして、その次にお伺いをしてみたいのは、四十三年度六月二十日に行政監視委員会が「行政改革三

年計画の初年度において実施すべき事項に関する意見」を出しております。私のこれはそんなに大きくするところによるものでありますが、閣議決定をされて、行政改革の方向が大まかに示された。それで行政監視委員会が初年度にはぜひともこれは緊急事項であるから手をつけなさいと、こういうものを示したと理解をするわけでありまして、そういう理解でよろしいかどうかということ、その内容についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) ただいまお話のごさいました行政監視委員会の六月二十日の意見書は、題目は「行政改革三年計画の初年度において実施すべき事項に関する意見」ということでございまして、お説のとおり、行政監視委員会の御意見といたしまして、初年度において実施すべきものを盛り込まれております。

この内容は幾つかの項目にわたっております。第一、第二、第三、第六までございまして、第一は、「内閣補佐官および予算関係会議の設置」でございまして。それから第二は、「共済組合行政の整理統合」でございまして、その中に陸上交通行政、貿易関係行政、統計行政、社会保険の手続等の項目が入っております。それから第三は、「行政内容の転換と行政部局の再編成」という題目になっております。行政需要の変動に應じた組織の転換を考へるという御意見が載っております。

第四は、「国の行政事務の地方移譲と地方出先機関の整理廃止」という題目で、題目のとおり地方への移譲と、それから国の出先機関の整理廃止についての意見であります。第五は、「特殊法人の整理統合」でございまして。第六は、「補助金等の整理統合」でございまして。

以上のような中身になっております。

○村田秀三君 この監視委員会の意見書、これは閣議決定の行政方針とこれは即応するものである。しかもその中で重点的に緊急不可決であるから取り上げなさい、こういう指摘にもなっております。思うんですね、行管としてはこれを受けて、

初年度四十四年に対処すべき施策というものが明らかにされねばならないと私は考えるわけでありまして、対応して具体的にどういう考え方を行管としてはお持ちでありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来政府委員から御説明申し上げましたような具体的な一応の構想のもとに推進をしておりますが、正直のところ、なかなか推進困難な状態でございまして、何とかこれを打開していきたいという、努力中でございます。要すれば、今国会に具体案として立法措置を要するものは御提案申し上げたいつもりで努力はいたしましたけれども、まず今国会に御審議願うということは困難であろうというふうな実情であります。率直に申し上げまして、そういう状況であります。

これも数日来御質問に応じてお答えしましたような、理屈を離れまして、現実問題の困難さを痛感する次第でございまして、おこがましくなっております。恐縮でございますが、総定員法御決定の上に、さらにこれが促進可能な要素が加わっていくものと期待しております。次年度でございまして。

○村田秀三君 これはまあいまま本論に入るつもりはありませんが、なかなか困難である、できにくい。総定員法ができれば、これがあつたかでもできるような答弁に聞き取れるわけでございますが、実際にそうお考えなんですか。それはもう一度確かめておきたいと思ひます。これは長官、いまの御答弁の中にある問題でありますから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 絶対不可能と申し上げることは間違ひだと思ひます。ただ非常に困難であることは率直に申し上げざるを得ない実情でございまして。

○村田秀三君 そうすると、これは総定員法とは関係ないわけですね。総定員法案がまずひとつの最初の計画として、これは前回、前回、そして今回三度目ではありますけれども、これが前提となるという意味ですか。これがなければ、あとの機構改革なり行政改革というものはできないということなんですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)

理論的にはそういうことではあるんですが、現行法律制度のもとにおきましても、全力をあげてやれば、やれないとは申し上げられない課題、また、できることならばという意気込みでもって以前から問題を投げかけつつ努力はしてきましたものの、なかなか実際問題として容易でない。それは定員にいたしましたも、幾らでも増員できるということであれば別でありますし、また配置転換等がある程度スムーズに行なわれるという条件がありますれば、事実上の問題としては比較的目的に到達する時期が早くなるであろうということを申し上げておるのであります。総定員法がないならば絶対不可能という課題ではあるんですが、ただよりベターである、より可能性を期待するという意味において、先刻総定員法のことと触れたわけでごさいます、繰り返し申し上げます。理論的にはおっしゃるとおり、総定員法がなければやれない、そういうもんじやないとは思いますが、

○村田秀三君

その問題は、まああとの問題の中でもう少し詰めてみたいと思いますが、きわめて重要な問題だと思っております。

その次にお伺いしたいことは、非常にむずかしい、むずかしいというお話でございますが、それでも何かしらはこの監理委員会の意見に基づいて、なされねばならないという努力があったものと私は善意に解釈をするわけであります。また、形にもあらわれていることと私も承知をしております。あるはずであります、何がありますか、お答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)

これは万々御承知のように、前長官のときに、窮余の一策と申しますか、最大の努力をした課題としては、いま御質問の課題に関連いたしまして、関係省庁との間にまづもって覚え書を、抽象的ではあります、つくり上げ、交換することによって、それをこれに具体的に推進していくというやり方で今日にまでまわっておりますが、抽象論として、趣旨に反対する者はだれもないくらの妥当性のある課題では

ございまして、だんだんそれを具体的に実行できるような線にまで詰めていきます段階において、いろいろな困難に遭遇するのであります。そのことが時間的にも、一応予定しました時期に間に合わないというふうな影響を受けておる、こういうふうな理解しております。それでもなおかつ総定員法の成否にかかわらず、予定されました方向に事務当局を奮励しながら努力中ではございます。ただ非常に困難さが伴うということを、先刻申し上げたとおりでございます。

○村田秀三君

努力しないなどという言い方をし

ては、これは不遜だと思えます。努力をしているだろうと思えます。しかし、まあその努力の実際なりあるいは経過なり、それが客観的に見て妥当なものであるかどうかという点については、私も承知できないわけですね。したがって、少なくとも閣議決定、あるいはそれに付随するところの各機関の意見、これがどのように具体的に尊重されているかということについては、私もやはり監視しなくちゃならないという考え方を保持しているわけですね。そこでいまの御答弁の中でひとつお願いをしたいと思いますが、関係各官庁の間で覚え書きをつくら、こういうことであります。その覚え書きをひとつ私どもにもちょうだいできるかどうかですね。そしてその覚え書きがつけられて、その覚え書きに基づいてどのように折衝される、その折衝過程の中で、われわれが見ても、なるほどこれはどこか一方的なものがあるとか、あるいは先般山本質問の中でもういふんと荒木長官は言われましたが、客観的に見て、一省のセクトであるというように判断できるとすれば、われわれもこれをためざるを得ない立場に立つのが至当であろう、こう思います。したがってその覚え書きなるものを出していただきたいと思

○国務大臣(荒木萬壽夫君)

たとえば観光行政の

一元化、だれしもその課題としては望むところであると存じます。ただ、それが具体化の段階におきますると、たとえば厚生行政に関連する担当の

局課等がございます。また運輸省におきましても、観光地に対する旅行者を中心とした観光行政の関連がございます。あるいは文部省にしましても、文化財、その他天念記念物は、これは文部省の所管であつたかどうか、ちよつと明確でございせんが、そういう文化に關しますことが特別に、いまでは文化庁の中にありますけれども、委員会を置いて専管しつづつておる。それらを観光行政という課題として受けとめた場合に、一つの行政組織の中に一元化することができれば、一番直截簡明でございまして、現実問題はもうまいらな

い点がだんだんと出てくるということで、前長官時代でありましたけれども、私も党の政務調査会の関係でその問題にも頭を突っ込んだことがございしますが、できるならば、きちんとまとめられるものはまとめたいという考えは一応考えられるにしましても、とてもじゃない、不可能に近い。したがって、観光行政という課題を通じて、国民の求めに應ずる、国民のために親切な観光行政が一元的にサービスとして提供できるというためには、それを総合調整するような中央機構をつくること

によつて、それを実際の強力な指導権を与えて、調整機能を通じて国民の満足のいくようにするという構想以外にはないかもしれないというふうなところが、私の当時承知しておる一応の決着点であつたかと思ひますが、それらのことも考慮に入れながら、観光行政についても覚え書きができておりますけれども、行管といたしまして、政府側の事務的にだんだん詰めていきますと、一そう、いわゆる一元化の受けとめ方もございまして、けれども、困難性があつて容易に打開できない。統括的な中央機構、対策本部的な性格のものをつくる

るといたしまして、その代表者をだれにするかというところにつきましても、前長官担当の時期の末期におきまして、省庁ごとのなわ張り争いと、悪く言えばそういうことも少しありますが、よく言えば自分の責任で統括的なことをやってみせるということでもありましようけれども、そういうふうなことで、それすらも困難に達着したとい

うことも、新聞等で万々御承知のようなことでございまして、そのような抽象的に、かつは具体的に、むずかしさがだんだんと詰めれば詰めるほど錯雑性が浮かんできてまいりまして、困難に達着しておる、かように理解しておりますが、さらにその他の課題につきましても、お許しがあるならば、政府委員から経過しないしは御質問の点に触れるようなことを御報告をいたします。

○村田秀三君

観光行政の問題についていろいろ

困難な事情お聞きいたしました。それは私はあとで触れようとする問題ともいふん関連しているわけでありまして、それはそれとして、いまお伺いしておりますことは、覚え書きを出せるか出せないかということですね。だから出していただきたい。お出ししますと、こういう御答弁をいただければ次の問題に私は入ります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)

ちよつと御質問の主

眼を取り違えておりました。覚え書きがございまして、いまここにプリントしたものがあつたかどうか存じませんが、差し上げることはむしろ可能でございまして、

○村田秀三君

それでは、その覚え書きを後日検

討しながら、再度本問題審議中に発言の機会を保留しておきたいと思ひます。そこで非常に困難だといわれておるわけでありまして、この行政監理委員会の意見が出されて以降、閣議はきわめてわれわれの期待するものを決定しておると思ひます。というのは、四十三年の十月八日、行政改革計画第一次案を、これは案であります、閣議決定でありますから、これを決定したわけですね。それを見まして、私に落ちない点は、行政監理委員会がせつかく緊急不可欠な問題としまして、共管競争事務の整理統合についての部分だけ見れば四項目があつております。先ほどこれは局長が御答弁になりました。なるほど、私が見てもこれは緊急な問題であるといふふうに思ひます。これが取り上げられないで、四十三年の十月八日の閣議決定を見ますと、この競争共管部分の整理統合については、観光行

政の一元化というものをいち早く取り上げております。監理委員会の意見の中にはなかったけれども、同じ共管競争事務の整理統合については、観光行政の一元化というものをいち早く取り上げておる。このことは、そのときのいろいろな時点の背景もあつたであらうけれども、やはり緊急性が認められる問題である。なおかつ、非常にむじかしいけれども、手をつけて手をつけられないことはない。こういうような観点に立つて私は四十四年十月八日の閣議決定になつたと思うのですね。どうですか、そうじゃありませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大体仰せのとおりと私も理解をいたしております。

なお、先ほど観光行政について覚え書きの一つであるような形で御答弁申し上げましたが、観光行政の一元化については覚え書きというものは実は形をとつてあるわけではございませんで、関係閣僚間の協議で推し進めるといふやり方で、最後の場面におきましてアウトになつたような形で今日に至つてゐるということを補正訂正させていただきます。

○村田秀三君 私の質問の要点に答えてください。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) むしろそのことは先刻も触れたつもりでございまして、沿へませんでございまして、いやしくも政府が閣議決定したものを、困難があつても、総定員法の成否にかんにかかわらず、推進すべき課題として受けとめて努力することは当然でございまして、それはむしろいたしております。

いささか弁解をさせていただきますと、本来ならば、閣議決定の分に関します限り、残つてゐるものは本国会に閣議法案を提出をいたしまして、御審議を願うべき課題と受けとめて閣議決定したものとの推察をいたします。そういう気持ちは、私が前長官のあとを継ぎまして、経過もある程度承知しておりますから、努力したい気持ちをむしろ持ち続けておりますけれども、この予算に關連します組織、定員に關連いたしまして、機構、

定員に關連いたしまして、行管の担当事務が年末から年始にずつと引き続いて、予算案の決定が年を越しました前後、ほとんどそのほうに没頭させられまして、これを具体的に詰めていくというものが事実上困難になりまして、おくれたと申し上げ得ると思ひますが、それはそう申し上げたからといって、閣議決定までしたものがまた具体案として最終結論になつていないということを弁解する材料には使つべきじゃないということも承知しておりますが、事実問題として、そういう経過もあつたということをお知らせさせていただきます。

○村田秀三君 当時の長官は荒木さんではなかったわけでありまして、そういう意味ではなかなか答弁のしにくいところもあるかと思ひます。だけれども、いろいろと回りくどい持つて回つたような御答弁を聞きまして、これは長官自身が少なくとも閣議決定をしたわけですから、行政監理委員会の意見はもと別なものを求めておつたわけですから、緊急不可欠のものとして、この閣議決定されたものが、観光行政の一元化というものが、同じ共管競争事務の整理統合の一つの重要なポイントとして出てきておるわけですから、これはなるほど国務大臣はわかりますから、おれの責任ではないというふうな気持ちも半分以下ありながらあるいは御答弁なさつてはいかもしれませんけれども、事務担当者としてはずつとやつておられるわけですね。しかも閣議決定というのは、閣議のときに各大臣が集まつて、その中で思ひつきにきめられるものではないと思ふ。これは思ひつきできめられるならば、きめられるのだというふうにお答えいただいてもいいわけでありまして、しかしこれは、やり得るんだという背景を持ちながら、関係各省が自信を持って閣議の議案として出してきめたものであると私は思ふ。だとすれば、とにかく、暮れから春先にかけて予算編成で忙しいのは、これは毎年のことですから、忙しいからできませんという話は話にならないわけですね。十月八日に決定しておるわけでありまして、これが四十四年度の中に

予算的にも、あるいは法制の面でも何ら出てこないというものは、一体どういうわけかというんですよ。できそうもないことなら、きめないほうがいい。いかにもそのときは国民に対して、今度こういうところに気がついて、ひとついい行政をやつてくれるわいと見せかけるようなことは、やらぬほうがよろしい。率直に申し上げて、何かあるはずですよ。やれる背景があるから出したに違ひない。局長どうですか。局長で答弁できないとするならば、関係各省の責任者をひとつお呼び願ひたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) さつきも申し上げましたように、予算の關係で、そのゆゑをもつておつてゐるということに当然には申し上げかねるは、年内にいたしてございまして、四十四年度の予算に關しましては、御承知のとおりだいい結論を出すのがおつて、その間、行管の事務當局が例年と違つて、年を越してまで予算査定との關係に没頭せざるを得なかつたという実情を御参考までに申し上げたにすぎないのであります。閣議決定までして、何をぐずぐずしているかというおしかりにつきましては、これは恐縮千万と申し上げるほかにないというふうには思ひます。

ただ、先刻申し上げました観光行政一元化についての私の答えの足らない点があつたかと思ひますが、政府委員から一応補正さしていただきました。

○村田秀三君 観光行政だけだつたらあとでいいですよ。私は、基本的なことを言つてゐるわけですからね。だから大臣は非常に答弁してくいて思ひます。まあ先ほど山本委員と話をしたんですが、これはお茶飲み話ですから、おこらないで聞いてもらいたいですが、荒木さんが公安委員長と行管長官との際業務したというのは、異例なことだけれども、なぜなんだということでは分析したんですね。とにかく識見、卓見、これは答弁を聞いておまして、おせじ言うわけじゃありませんが、

せんが、きばきばとものごとを考へておられる、そしてそのとおりやられる。非常にむずかしい時点で立たされておるところの二つの問題であるから、だからひとつこれを快刀乱麻を断つごとく処理する大臣として任命したのであると、こういうような話をしたわけでありまして、こういう大臣がいまのような御答弁をなさればならないような状態というのは、まことに私は遺憾だと思ひます、実際問題として。

だから、少なくとも閣議決定したのであるから、それには、なし得るという自信と背景があつたから決定したのである。その背景を聞きたいと言つてゐるわけですから、だから、あるいはこれは大臣の答弁ではないかもしれない。局長が答弁できなければ、関係する各省の責任者を呼んで聞かざるを得ない、こういうことなんです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 微力のゆゑに停滯しておることをおわびいたします。ただ、私も党の行政調査会長をしばらくやつておまして、御指摘の問題につきましても關係を持つておつたわけでございますが、党側におきましては、政府側の話を聞きながら、ずばずばやつていくものと期待しつつハッパかたはうであります。いざ自分が責任者になつてみますと、具体的にいろいろな現実の困難性が目前にございまして、そのことが与党側について、いわば政府を批判するような立場のときとだいいふ違うなあとこのことを思ひ知らされております。快刀乱麻を断つようにはとてもじゃない。歴代長官もそういう気持ちを持つておつたと思ひますが、困難性があるなあとこのことを思ひ知らされてゐるところでござい

ます。なお、政府委員から補足的に御説明申し上げます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。第一次計画におきまして閣議決定されましたものがどこまで実現したか、またしつとあるかという御質問と理解いたしました。先ほど一部申し上げましたように、許可可、報告につきましては、

これは各省庁に對しまして、各省庁の計画を作成いたしましたときに、許認可については一割の整理、報告類については二割の整理という、いわばノルマというものが適当かどうかわかりませんが、そういうような趣旨で各省庁にお願いいたしました、結果といたしましては、許認可につきましまして、ノルマを上回る一四〇程度の整理が現在三年間に予定されております。また、報告類につきましましては、二割のノルマを上回る二一・九〇の整理を予定いたしております。これはいづれも第一次計画の後、いろいろとさらに検討いたしました追加がございまして、現在検討中でございます。第二次計画に繰り込む予定でございますが、それも含めまして、許認可につきましましては一四・八〇、報告につきましましては二一・九〇の整理になっております。もちろん、これにつきましましては、現在四十四年度から法律事項によって実施されているものにつきましましては、許可、認可等の整理に関する法律案を国会に提出いたしまして、御審議を仰ぐ段階に立ち至っております。

それから次に、行政事務の委任、委譲の問題でございますが、これは閣議決定におきまして、すでに第一次計画において四百二十七件、それからその後の検討によりまして第二次計画として約八十八件を追加する予定でございますが、合計いたしますと約五百十件余りの事項を下部機関あるいは地方公共団体へ委譲するという決定をいたしております。これは三年間のうちに順次実施に移していく予定でございます。

次に、人事、会計事務の簡素化でございますが、これは各省庁の人事、会計担当官が集まりまして検討いたしました結果、非常に手続的な面ではございまして、しかし事実上事務のある程度の簡素化を当然にもたらしと思ひます。そういうきわめて事務的、手続的な簡素化計画を立てておりまして、これは閣議決定を第一次計画としていたしておりますので、その決定に基づきまして各省庁が実施に移っているわけでございます。

以上が実施計画でございます。第一次計画におきましては、第二といたしまして、今後の方針という形でこれから先のやり方をきめておりまして、その第一が補助金の整理でございます。補助金の整理につきましましては、四十四年度予算の査定の際に、補助金の項目にいたしまして約四百十七件の補助金の廃止統合整理をいたしております。また、金額が勘定できずのものにつきましまして、廃止いたしましたものは百二十八億円の補助金を廃止いたしております。また減額につきましましては、二十六億円の減額をいたしております。これは、第一次計画におきまして方針としてきめまして、四十六年度も各年度の予算査定の際にこの方針でやっていくという予定にいたしております。

それから地方事務官制度でございますが、これにつきましましては、第一次計画におきましては、地方事務官制度については廃止する方向で検討するという決定がいたされておりますが、このうち運輸省関係の地方事務官、あるいは労働省関係の地方事務官につきましましては、それぞれ関係大臣の間で、具体的とは申せませんが、原則といたしましてどういう考え方をするかということについて了承点に到達いたしております。その原則に従いまして、現在関係各省庁間で熱心に詰めているところでございます。

それから次に、共管競争その他類似行政の整理、統合でございます。ここに第一次計画で掲げましたものは、官庁関係の一元化につきましましては、官庁管轄の一元化につきましましては、関係各省庁につきましまして現在検討をいたしているところでございますが、第一次計画におきましては、先ほども申し上げましたように、「一般会計に係る建築物の管轄は、特殊のものを除き一元化する。特別会計に係る建築物の管轄は、原則として一元化の対象としないが、建築物の性質上一元化に適するものは一元化する」という原則だけは一応合意に達しております。これに基づきましては具体的に検討を進めているわけでございます。

す。

次に、観光行政でございますが、観光行政につきましましては、第一次計画の閣議決定といたしましては、読み上げてみますと、「国民の活動力の再生、国土の自然と文化に対する認識の向上等の観点から観光の重要性を再認識してこれに関する行政を総合的に推進するもの」とし、このため、文部行政、厚生行政、運輸行政等のうち観光行政に関する機能を一元的に運営する」という決定になっております。この決定に基づきまして、その後いろいろ検討を進めました結果、観光につきましましては、ここに趣旨にございまして、その機能の一元的な運営とこの目的のために、まずとりあえず観光関係の関係協議会を開催する、内閣に設置するということを考えておりまして、現在この方針に基づきまして手続を進めるところでございます。これは第二次計画におきまして決定する予定でございます。

その他の共管競争事務につきましましては、交通安全につきましまして、ただいま政府におきまして交通安全基本法の立案をいたしております。この立案ができ上がります場合には、もちろん国会の御審議をいただく予定でございますが、その考えの中に、交通安全に関する行政を総合的に推進するため、総理府に中央交通安全対策会議を置くという考え方を持っております。またこれに伴いまして、四十四年度予算査定におきましては、現在総理府にございまして陸上交通安全調査室という室がございまして、これに對しまして、先ほど御指摘のありました行政監視委員会の御意見の中にもございまして、交通安全問題の一元化その他に關します調査を強化しようという御意見でございまして、そういう意味で陸上交通安全調査室の増強をはかっております。

それから、以上のほか、監理委員会におきまして御指摘のありました共管競争行政につきましましては、いろいろ検討はいたしております。貿易関係行政につきましましては、これは貿易の手続をいたします出先の税関事務その他につきましまして、合同

庁舎を設けますとか、いろいろと具体的な方法を次官会議の申し合わせでできておりました。そういう措置によりまして通関行政を改善いたしていく、できるだけ手続の煩瑣な点を簡素にしていこうという努力を、これはだいぶ前から、臨調答申にもございましたので、だいぶ以前からやっております。関係各省の集まりをししばしば持つておるわけでございます。

さらに統計行政につきましても、これは十分検討いたしました。現在の段階におきまして、各省庁の行政事務と統計調査の事務とをすぐに切り離しまして、統計だけを一元化するということはなかなかむずかしい、その中でもできるだけ一元化の実をあげるようにするためにどうしたらいいかというふうなことも検討いたしまして、一元化の方向を検討いたしますとともに、一元化によりませんで、総合行政によつて、できるだけその機能を發揮していくような方法はないかということを検討いたしております。

また、監理委員会の御指摘のございました社会保険の手続でございますが、これにつきましても、窓口の統一ということはたいへん望ましいと思ひますけれども、現在それぞれの社会保険につきましまして、その算定方法でございますとか、基準であるとか、非常に違つておりますので、すぐに窓口の統一ということとは事実問題としては困難と思ひますが、たとえば労働省内の労災保険と失業保険等の取り扱いの統一ということにつきましましては、労働省内でも非常に熱心に検討されておりました。これはできるだけ早い時期に実現に移していきたいというふうに私も努力いたしております。

それから第一次計画のその次には電子計算機の利用という項目がございまして、これにつきましましては、八月三十日に別の閣議決定をいたしております。電子計算機の各省庁導入に際しましては、できるだけ合理的に導入をはかり、同時に、新規適用業務の拡大をはかりまして、それによりまして事務の簡素化をはかり、また電子計算機の

業務に従事いたします職員が非常に不足を来しておりますまして、特にいわゆるプログラマーあるいはシステム・アナリストという段階の専門家がたいへんに不足をいたしておりますので、そういうものを官庁としても何らかの方法でこの養成を考えていかなければいかぬのじゃないか、また、さらに進みましては、電子計算機に対しましていろいろの標準、基準の統一をはかりまして、各省庁共通に資料も使えるようにするし、また最終的には電子計算機につきまして、その官庁における共同利用というものを考えるという方向の閣議決定をいたしております、この推進をはかつておるわけでありまして。

その他、民間に事務を委託できる仕事は委託したらいじやないかというようなことも、この閣議決定にきめておりました、これに基づきまして現在委託しておりますのは、あるいはこれから委託できますもの、いろいろ調べて検討いたしております。またこの第一次計画の際の定員の再配分でございます。これは御承知のとおり八月三十日の五割削減、九月二十七日の五割削減による五割削減に基づく定員の再配分を行なうという考え方で措置を進めている次第でございます。大体以上をもちまして第一次計画の実現状況並びにその取り扱い状況について御報告いたしました。

○委員長(八田一朗君) 速記ちょっととめて。

(速記中止)

○委員長(八田一朗君) 速記を起して。

本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後三時まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後三時九分開会

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

行政機関の職員に関する法律案を議題と

いたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○村田秀三君 先ほど最後に局長が答弁しましたそのことについてちょっとお尋ねいたしますが、一つは、地方事務官の扱いについて関係各省の大臣の協議の結果合議に到達した、こういう話がありました。その地方事務官の扱いを、どのようにするということで意見が統一されたのかということ、それから、どういう形になりますか私承知いたしません、それを実施するとならば、いつの時期からかということをお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(河合三良君) 先ほどお答え申しましたうちで、地方事務官の問題でございますが、地方事務官の問題につきましては、第一次計画におきまして、廃止の方向で検討するという決定をいたしております。これに基づきまして運輸省、自治省、行管、三大臣の打ち合わせの結果、申し合わせに到達いたしております。そこで運輸省関係につきましては、また労働省関係につきましては、それぞれ昨年の十一月に所管大臣と自治、行管、三大臣が地方事務官制度廃止の方向で問題を検討いたしました。その結果、意見の一致を見ましたところの大綱に基づきまして覚え書きの形にいたしております。

これは、第一次計画の方針である廃止の方向で検討するという方針をさらに具体化したいたしましたものでございまして、運輸省関係の地方事務官につきましましては、現在国のやっております陸運行政のうち、県に移譲可能なものについては、両省事務当局協議してきめるが、その中でも車両検査につきましましては、これは民間委託をはかる、それから登録は国の仕事とする、それから自動車運送事業者、それから指定整備工場、そういうものの指導監督の充実を運輸省ははかるということ、以上のような措置のもとに陸運事務所は運輸省の出先機関とする、こういう基本的な線に沿いましての三大臣

間の了解に到達いたしました、この線に沿いまして現在関係省庁間でこの具体化を検討中でございます。

労働省につきましましては、これはやはり昨年十一月、三大臣間で覚え書きに到達いたしました、この内容は、地方事務官制度の廃止に伴いまして、従来の労働省関係の地方行政機構をかなり大幅に変更するという方針を述べておりますが、これも基本方向でございまして、具体的にまだ決定はいたしておりません。この申し合わせの結果は、まず都道府県の労働基準局及び婦人少年室を廃止いたしまして、これを都道府県知事に委任する、それから労働基準局を移しますけれども、労働基準監督官制度は、これは堅持して、労働基準監督の仕事につきましましての万全を期する、それから広域的な労働力の需給調整あるいは労働基準法等によりますところの指揮監督のために、地方労働局を国の機関として設置する。以上に伴いまして地方事務官制度を廃止する。また最末端機構の労働基準監督署を国の機関として存置し、保険の徴収事務の一元化とあわせまして、ただいま申しましたように国の機関として存置するということがございまして、なお、保険の事務の徴収の一元化につきましましては、それが実現します場合には労働保険徴収事務所を設けるということでございます。またこの運営執行に伴いましては、できるだけ都道府県に委任した行政と、それから国の直接の行政とが二重機構に絶対にならないように十分に配慮する、という点を特に重視いたしております。

さらに国と都道府県間の人事交流の制度の確立でございまして、あるいは再末端機構、国の機構として残ります労働基準監督署あるいは公共職業安定事務所の人事につきまして、都道府県にできるだけこれを原則として委任していくとか、そういう幾つかの項目につきまして了解に到達いたしておりますが、ただこれを具体的にどういたしますかにつきましては、現在三省庁間で検討中でございます、また以上に申し述べました三大

臣間の了解につきましましては、これは運輸省の問題につきましても、労働省の問題につきましても、いずれもまだ政府としての決定としてきまつておりません。三大臣間の了解事項として決定しているわけでございまして、で、ただいま申しましたように三省庁及びそれ以外の関係省庁も含めまして検討中でございます。

○村田秀三君 少し複雑なことを願います。すなわち、ただいまのお話、聞かれないところもありまして、どうも了解しにくい点もありますが、これは再質問はしないと思っております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) できる限り御要望に沿います。

○村田秀三君 次に、先ほどの答弁の中で、観光行政については答弁をすつと聞いております。観光行政に関する機能を一元的に運営する、これは文章表現そのままであります、たいへんここに力を入れて説明をしておられた。そういうことで、この内容ですね、これは観光行政の一元化ということとはまた違う、これは私も承知はいたしますが、その内容についてひとつお知らせをいただきたいと思っております。

○政府委員(河合三良君) 機能という点を強く申しましたゆえんは、これは機構を統合するということを意味するものでないという意味で、機能の一元化と申しますか、統合ということを強調いたしましたわけでございまして、先般御承知のごとく、文部省の文化財保護あるいは厚生省の国立公園関係の業務、あるいは運輸省の旅行観光関係の業務、いずれもそれぞれ自然保護でございまして、文化財保護でございまして、そういう国内観光という面の本来の行政目的がありますと同時に、

これがまた観光目的にも供されるというダブった面がございますので、これを機構的に統一することは不適当ではないか、それぞれの分野の中で観光に関する分野ができるだけ円滑に行政が行なわれるように、その機能の統合をはかるというような意味でございます。そこで実際の考え方というたしましては、第一次計画に定められた方針に基づきまして、先ほど申し上げましたように、内閣に観光政策関係協議会というものを設け、内閣にそれによりまして関係省庁の施策の方針と調整をはかっていくということを現在検討いたしております。

○村田秀三君　そうすると、これは先ほどの長官の答弁にもありましたが、言うところの文字どおり一元化するということは非常にむずかしいという答弁も再々ございましたが、この第一次計画をもって終わりとするものなのか、あるいはこれはほんとうの意味における観光行政の一元化というのは、望まれている問題でもあるわけでありまして、次の機会、第二次といいますが、そういう際に何らかの新しい観点に立つところの施策というものが出されるのかどうかという点であります。そういう考え方があるのかないのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　具体的にはいま御質問のような趣旨についての考えはございません。と申しますのは、もしお尋ねが一元的な行政組織をつくってということでございますと、各省庁からその行政を抜き取ってきて一つの組織をつくり上げなければならぬわけでございますが、これがなかなか国立公園の問題にいたしまして、単純に抜き出してくるのが困難な事情もあるようにございます。文化財保護法の運用そのものを文教行政から抜き出してくることも、なかなか理論的にも実際のにも容易でないというふうなことでございます。少ないともいえない時点におきまして、お尋ねがいま申し上げたようなことであるとしますれば、ほとんど不可能に近いじやなからうかと一応考えております。

そこで、観光行政の各省庁ばらばらの連絡のないう運営の状態そのものが、観光行政を一元化しなければならぬじやないかと言われる主題目であるうかと受けとめまして、内閣の関係関係の協議会という形を通じて、運営上総合的な運営ができるようにするという以上には、ちょっと出にくいじやなからうかという意味において、政府委員から申し上げたような具体的な構想のもとに今日に至っております次第でございますので、むろん検討すべき課題として残ることは当然といたしまして、仰せのとおり、四十五年度の予算ないしは法律案を通常国会に提出するというようなことで具休案を企画し、提案できるかというお尋ねであるところ、そのような意味では考えておりません。正直なところそういうところでございます。

○村田秀三君　これは私の意見も入れながらの質問になるわけですが、この現行法体系、行政体系の中で連絡調整をはかるといって、単にそれだけであるならば、これは従来も行なわれてあったわけですね。それが非常に連絡不十分であるから連絡を緊密にするという程度にとどまるのではないかと申すのです。よしんば連絡調整を緊密にして、総合的に、客観的に見て、系統立って行政が運営されるというふうに見られるようになりなかつたといいたしまして、現行法体系の中では解決できない問題がたぐさんある。この二つのことが考えられるわけですね。

これは一つの例を申し上げるわけですが、確かに、観光地における大災害、大事故というものが発生をした際には、かつて、衆参ともに現地調査をして、そうしてそれぞれの委員会でも慎重に審査しております。なるほど、微に入り細にわたつての審査をしておりますが、現行法体系の中で、その責任の所在を明らかにしようとする際には、これはきわめて困難であります。その理由をいろいろ考えてみますと、たとえば私は観光ホテルの火災の際に行つてまいりましたが、なるほど厚生省所管あるいは建設省所管、消防庁所管、こ

のそれぞれの所管事項の中における問題点というのは、ささいなことはあるにせよ、基本的には大きな問題にするわけにはいかぬ。しかしながら、よく考えてみますと、まあこれは防火ということにはあるにせよ、火災になること自体はとめるわけにはいかぬけれども、人身事故などというものは発生させないで済むような手だてというものはあるはずであるし、それを考究しなければならぬ。そうするとその施設全体がやはり問題になると思うのです。

少し長くなりますが、これはおまえのひとりよがりだといふような言い方をされればまた別であります。ホテルはホテルとしての一つの許可をとる。そうすると、その施設の中に興行場を設置する。しかもその興行場の設置というものは、ホテルとかけ離れて許可申請を取っておるわけだけれども、経営は分離されておるのかもしれないけれども、主体は同一である。しかもその興行場の中で、とにかくヌード・ストリップであるとかというものが、これは公然として行なわれておる。そうすると観光ホテルそれ自体は国際観光ホテル整備法の範疇の中に入ればよいという見方ができるかもしれないけれども、しかしこれは観光基本法の精神からいへば、安全が確保され、そうして環境も整備され、家族同伴で子供たちも連れていって健康的にレクリエーションすることができるといふ施設にしなければならぬのにもかかわらず、いろいろなものが混在して、それがすべての施設に申請をされ、許可をされ、結果的には一つの施設になる。予定されておるところの収容人員は千何名であります。しかし興行場は外部から客を取っておりますから、結果的には二千名以上収容できるということも陰の声として聞かされておる。そこに火災になった場合に大きな人身事故ができる一つの要素というものが、もう前もつてつくられておるといふようなことを考えると、これは多角的に検討して、そういうものが一つの法体系の中で処理できるという姿をつくる必要があるのではないかと実は考えておるわけです。

それはひとりよがりと言われればそうかもしれませんが、しかしそういう立場に立ちまして、過般の予算委員会の中では総理大臣に質問いたしましたところが、非常に困難性はあるけれども、困難だからといって放置するわけにはいかぬ、何らかの立法措置が必要であるという答弁は実を言われておるわけですから、そういう立場に立つならば、これはいま長官が言いましたような、検討課題ではあるというふうな筋合いのものではなからうかと実は私は思うわけですが、その点いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　この観光行政の一元化という課題につきましては、午前中もちょっと申し上げたのでございますけれども、私も及ばずながら行政長官を命ぜられます以前から少しは関心を持ってはおりますが、すでに申し上げましたように、現実問題としては、組織、機構を一元的にという構想でありまして、ちょっと急場の間に合うような結論に到達しかねるという私自身の結論でございます。そこで、先ほど申し上げましたような関係協議会というふうなものを一つつくつてというやり方に、一応問題の解決をその点にしておつておりましたが、いままでと同じじやないかとおっしゃる意味もわからぬじやございませんが、いままでは、たしか次官レベルで何とか要望にこたえようじやないかというものはございましたけれども、関係の閣僚が閣議決定以前に閣僚関係集ながら論議しつつ、実質的に一元化の、国民本位の目的を達するようにという考え方、閣僚協議会というところでやるならば、少なくとも現状よりは要望にこたえ得るじやなからうかと、こういう趣旨でございます。

関係各省それぞれ観光ということば、運輸省にしましても、あるいは国立公園の厚生省の立場におきましても、結局目的は、国立公園を公園として利用する、もしくは風景を楽しむ、あるいは文化財を鑑賞するなどという国民の現実の要望にこたえることを目的として懸命にやっておりますが、ただそれが時間的にもちぐはぐになる、ある

いは内容的にも矛盾なしとしないということが、利用する側から見れば非常に不便だ、あるいは窓口がいろいろあつてめんどうだ、いろんなことが出てくる意味合いにおいて問題の提起になつておると思いますが、関係協議会を通じて、その最終目的に行政責任を果たすことに焦点を置きまして、そうして真剣な協議を整えつつ、組織を一元化したのになるべく近いような、そのないような具体策を編み出して求めに應ずるということ、は、真剣に取り組めば可能であらうかと思ひます。御要望の線に完全には沿い得ない面もあらうかとは思ひますけれども、心がまえと、まじめな討議を経てそれに近づき得る。少なくとも現在の次官クラスの一応の協議会では到達し得ないところまで持つていけるんじゃないかと期待するわけでございます。

○村田秀三君 その問題であれやこれや言つておる時間ありませんから、これ以上続けるつもりはありませんが、最後にお聞きしますけれども、観光基本法、これは昭和三十八年に制定された法律であります。これは聞くところによると議員立法である、こういわれておりますが、この法律を所掌する省庁はどこでありますか。(前もつて知らせておけばいいじゃないかと呼ぶ者あり)

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 各省にまたがつておるわけでございますが、主たる責任官庁ということから申しますと、内閣総理大臣の官房という理解のもとに今日まで受け取つてきておるようでございます。

○村田秀三君 前もつて知らせろというふうな話もございましたが、実は私もいろいろ聞いてみたんですが、いま官房であるという話でございませうけれども、所掌しているところはあります。ないんです。いろいろこれは国会の調査室にも依頼をいたしまして調べてみましたが、ないわけなんです。主として関係のある向きはどこかというところで、運輸省大臣官房観光部というのがこれにありますね。去年から観光部になつたわけでありましたが、そこを呼んでみますると、これはう

ちのほうは国際観光ホテルの関係である、その許可、認可、監督である、こういうふうな言い方ですね。それから総理府の審議室ですが、これは観光審議会の事務局的な役割であるというふうな言い方をしておるわけですね。だから観光基本法を所掌しておるところがきわめて不明確なんです。私の認識が違つて、別に何かあるならば、それをお伺いしたいと思います。重ねてお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) どうも明確にお答え得ないでお恥かしい次第でございましたが、先ほどお答え申し上げた、主たる担当官庁とならば内閣総理大臣の官房だと申し上げましたのは、基本法にいう審議会の所掌が官房に属しておることをとらえまして申し上げたわけでございませう。基本法がそれぞれ各省庁関係するところに直接法でそれぞれの所掌の責任を負つておる。それを総括的にどこでというお尋ねかといひますと、さつき申し上げたような根拠に基づいて官房であると、こういうお答えでございませうことを補足させていただきます。

○村田秀三君 まあ先ほど来私が一元化ということとを言つておるのは、こういう問題も含めてのことでありまして、よければ機動的に一元化されたいにせよ、とにかく三十八年にできた観光基本法が宙に浮いておるわけですね。そしてこれに基づいてできた法律ではないにせよ、それ以下のものは、これはあります。これはたしか建築基準法もありましようし、環境衛生法もありましようし、風俗営業法もありましようし、それぞれのものはそれぞれの省庁でやつておりますが、この観光基本法に基づいた、この目的を達成する国の施策一つ一つを見て、これに該当するところがあつたらお目にかかりたい。しかもこの法律は宙に浮いておるのです。いま大臣は官房であらうと答えたのは、観光審議会があるから云々ということでありまして、観光審議会が、これは審議会委員が集まつてきて成立するものですね。あとは事務局だけですよ。事務局は観光基本法を所掌しておる

とは言へません、決して。私もじかに聞いてみたのです。こういうところに私は非常に問題がある、これは指摘せざるを得ないわけですね。これは検討をして、少なくとも観光行政は、観光基本法はあるのですから、これを裏づけるところのすべての政令なり、あるいは法体系というものがこれに集中されなければならないという一つの状態を、かりに連絡を調整するというのが、私には行管の任務でもあると思ひますので申し上げておるわけですが、いかがでございませうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 各省庁の行政に關しましての調整機能を与えられたのが、行政管理局の一つの作用であると思ひます。その意味において、行管しつかりしろという御激励を含めた御質問かと思ひます。さうう心得て今日までやつてきました。さういふ結論的なものが、先刻来申し上げておる関係協議会を通じて、観光基本法の命ずるところの、現実には各省庁に分属状況でございませうが、その運営面において末端でございませうということを目標に、関係協議会を運営していくことによつて、当面、いまの御質問に答へ、國民の要望にこたへたい、そう受けとめて、一生懸命努力したいと思ひます。

○村田秀三君 そういふ答弁でございませうから、それでよろしいわけですが、重ねて申し上げるとするならば、これはもう観光基本法の第二条にちゃんと書かれておるわけですからね。安全と、それから、「家族旅行その他健全な國民大衆の観光旅行の容易化を図る」、それに合致するようない行政機構の整備と法体系の整備、そしてまた一貫してなされるような状態をつくれと行管は指示すべき任務も私にはあるのではないかと思ひます。そういう意味でひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

それと同じような意味になるかもしれませうが、これは陸上交通の一元化という問題も提起をされております。行政監理委員会が特段に指摘を

している問題であります。この問題、どのようになさるうとしておるのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(河合三良君) 陸上交通対策につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、現在、政府におきまして交通基本法の立案中でございませう。これによりまして、交通安全対策会議という関係ベースの会議を内閣に置きまして、ここにおきまして基本的な施策の充実にその促進をはかるという考え方をいたしております。なお、先ほど申しましたが、現在、総理府にございませう陸上交通安全調査室を増強いたしまして、監理委員会の御意見にございませう交通省設置等につきましての調査をまとめるといふ御意見でございませうが、そういう御要望にもこたへるようになつたいというふうな考えでございませう。

○村田秀三君 交通安全調査室長来ておりますね。いまの問題に關連いたしまして、現在どういふ作業状態にあるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(宮崎清文君) お答えいたします。現在、陸上交通安全調査室の所掌事務は、陸上交通の安全に關します各調査機関の総合調整をやつております。この総合調整につきましては、非常に多岐にわたつておるわけでございませうが、その多くは関係省庁にわたります。いろいろの事例を、同じく総理府に、これは閣議決定で設けられておりますが、交通対策本部というものがございませう。これは関係省庁の次官等からなる会議体でございませうが、私のほうで関係省庁といふのは協議をいたしまして原案をつくりまして、その交通対策本部で決定をするという形で、関係省庁の総合調整を行なつております。この決定事項は非常にたくさんございまして、一々例をあげるのはいかにかと思ひますが、この数年間で総合調整はかなり進捗を見ておるのではないかと思つております。

す。

なお、あるいは行政管理局のほうからすてに
答えがあったかと存じますが、同じく閣議決定で
交通関係閣僚協議会というものが設けられておりま
す。この陸上交通の安全に關しますもろもろの事
柄で総合調整をすることは、大部分は先ほど申し
上げました交通対策本部で決定いたしておりま
す。特に重要な問題は、この閣僚協議会にあげま
して、その御了解をいただく、あるいは閣僚協
議会でお示しいただいた方針を受けて、これを事
務的に具体化していくと、こういう作業をやつて
おります。

○村田秀三君 まだ続けてみたいと思ひますが、
交通安全基本法ですか、その成案中ということ
でありますから、それに関する今後の審査もあろ
うかと思ひますので、その問題はこの程度にし
てあとに譲りたいと思ひます。

問題をかえませんが、気象庁来ておりますか。
大阪管区気象台において自主観測がなされて
いる、こういうことを新聞でも報道されてお
ります。また話にも聞くわけでありませんが、その状
態、そうしてまたそういう問題はどうかというところ
から起こつてきているかということについてお伺
いたします。

○政府委員(吉武素二君) お答えします。

この春から大阪管区気象台で二十四回観測を
やつておりましたのを八回ということに切りか
えました。いまお話のありましたように職員は引き
続き二十四回の観測をやつておられます。二
十四回を八回にいたしました理由は、大阪管区気
象台が元の場所から新しい場所へ移りましたその
ときに気象観測を隔測化したしました。なお、昨
年度、高山山に新しくレーダーを更新していた
きました。そういうことを考えますと、気象監視
体制は、大阪の観測を二十四回から八回にして
別に監視体制にゆるみはないと判断をして八回に
したのでございます。

○村田秀三君 いま職員が自主的に観測してくれ
ている、こういう発言であります、そうします

と、自主観測ということでありますから、これは
職員が自主的にやつていてと了解しております
が、気象台としてはこれを認めておられるのか。
これについて表現で述べられたい、ほんとうに
たいへんありがたいが、つていふふうな受け取
れるわけですが、当然。

○政府委員(吉武素二君) 気象庁としては、とに
かく八回観測をやるということを業務命令とし
て出したわけでございます。それを職員が二十四回
現にやつておられるというわけでございます。
し、私も業務命令のとおり一日も早くやつてく
れるようになってくれればいいかと願つてお
ります。

○山本伊三郎君 いま大阪の管区気象台の問題が
出ましたが、簡単に一つ私から質問いたします
が、二十四回観測を八回に減らしたということに
ついては、気象庁長官から大阪管区気象台長に
したが、主任技術専門官が、かれらが何らそれ
にタッチしておられない。御承知のようにこれは衆議
院でも総理が答弁していられます。災害対策
委員会ですか、何かでやつておられます。災害に
対して非常に国民が神経をとがらしているし、非常
に被害が多い。気象台の予報の間違いによつて不
測の災害が往々あるから、観測については十分充
実していくという総理も答弁していられます。しか
るに、専門官にそれを知らずに閣議決定の削減を
せよというものは、これはあとで長官にお尋ね
いたしますが、ばくが冒頭に話したことの結論を
出すのですが、そういう閣議決定の削減、定員削減と
いうことから、気象庁の専門官すら無理である
ということをしるの、実は削減したためにこう
なつておる。したがつて、いま気象庁長官が言
われたように、組合が自主管理をすることを認め
ざるを得ない実情なんです。私は時間ないから、そ
れはまた理事打ち合わせに反するかもしれませ
んの簡単に申しますが、必要な部門をやらなく
ちやいかないというので、組合管理といひますけ
れどもね、公休も、まあ休みも病気の者も動員し
てやつておる。これはやっぱりばなものです。そ

やつておるんだが、そうやつてすらいま実は観測
を続けておる。全部一べんに言ひますけれども
ね、それがため無理な実は配転をやつておられ
ます。これは四月の十五日でしたかね、十三日
でしたかね、三人を各地に配転するといふ。その一人と
いふのは浜田という人ですが、これは病院で要注
意だと、そういうことで病院に通つておたんで
すね。萎縮性胃炎といふことで二カ月間の通院加
療といふ診断があるにかかわらず、隠岐島へや
ちやつておるんですね、西郷へ。本人もやはり技術
官ですから、良心があると思ひます、私は会つて
おりませんけれども、みづからいやだと言つたけ
れども、そういう命令があつたといふので、と
う、現地でも同僚が苦しんでおるだらうとい
ふことで、みづから実は体を顧みずして四月の十五
日赴任した、こういう実情がある。しかも、この
気象観測といふのは実は非常に重要な業務で
しょう。そういう業務にすら、荒木さんね、あの
閣議決定で定員削減といふことでいられてお
るの、こゝまで無理がきておるんです。これは一
つの例です。だから、われわれが総定員法に非常
に反対する原因はそこにある。これは国家公務
員が削減されるから非常に自分らの生活権を脅
かされるということ以上に、国民がどれほど迷惑
するか。この事実をどう考えられますか。そこ
へ組合自主管理といふことで、労働組合が
監視をして、しかも国民の要望にこたえておる。
政府よりも労働組合のほうが国民にこたえてお
るじゃありませんか。この事実を明らかにして
わなくちやいけません。気象庁長官はいまいな
ことを言つておられますけれども、いまこれは地
元で大問題になつておられますよ。府会でも決議
して反対しておる。そういう事実が大阪であるん
で、これに対して気象庁長官は直ちにこれに
対して善処するといふ答弁が得られるかどうか。行
政管理局長官はこれに対してどういふ政府として
考えを持っておられるか、自主管理をこれを拒否
することはできないでしよう、実際問題として、
そんなことがありますが、行政事務で、こういう

事実について気象庁長官と行政管理局長官の誠意
ある答弁をいただければ、私はこれで質問終わ
りますけれども、ただだけなれば幾らでも続け
ますから。

○政府委員(吉武素二君) また繰り返すことにな
るかもしれませんが、大阪管区で二十四回観測を
八回にしたそのことは、むしろ大阪管区気象台か
ら、技術的検討をしましたが、そういうように切
りかえたいといふことで話がはじまつたわけでご
います。いま八回のところを二十四回現にやつ
ておられますが、ほかの業務に支障がないよう
にひとつしたいものだと思ひます。

それから、お話のありました浜田勝博と申
しますが、この件についてはよく主治医の方とも
お話しましたし、御本人ともよく相談をいたしま
した上で、本月の十五日に現地に本人が赴任いた
しました。決してそこに人道を無視したような無
理なことはいたしませんでした。

○国務大臣(荒木 萬壽夫君) 山本さんのおつ
しやつた具体的な事例、仰せのとおりであるとす
れば、人事政策上、考慮が十分に足りていなかつ
た場合の具体例でもあらうかと思ひます。しか
し、気象庁からは十分にそういうことも配慮した
上での配置転換、転任であつたといふことでござ
いますから、そのことを私は信じたいと存じま
す。一般論としては、お説のようなことが起
こることはあらしめてはいけないという問題だ
と思ひます。本人の意思に反して配置転換をする
ことはいたしません。そういう考え方では基本的
にはこの総定員法は運営するべきであるといふこ
を申し続けておられますが、そのことはだれが見
ても無理だと思ふような配置転換は、少なくとも
理由を離れて申ししても、無理な配置転換のも
とに転換された人は、能力がありまして、本来の
行政サービスに没頭するといふ心境にならないだ
らう、そういうことはやるべきじゃない。また、
いままでのある具体人の経歴から見ても、転換先
の仕事になすまない。それでもなおかつ必要がある
と仮定しましても、そこへ赴任をして、一応仕事

が担当できるための時間を置いて、再訓練をしていても、やむを得ないときでも配置すべきであるというふうな、具体例としては全部あげ得ませんけれども、だれが見ても無理な配置転換などはすべからずということは、この法の根本趣旨でなければならぬ、かように存する次第であります。削減いたしますにつきましては、各省庁の責任者の判断にまかせて、行政の合理化、簡素化に政府をあげて協力をしているというじゃないかという課題にたえてもらいたいということ、具体的な何局にあるいは何課にどれだけ不補人員を配当するかにつきましましては、省庁ごとの責任にまかせて今日に至っておりますのでございまして、たてまえとしましては、何も無理をしないで、例にされましていうことが起こることは許さないという考え方に立つて、各省庁の責任者が十分に留保定員補充差しとめの閣議決定の線に協力してほしいということとでまいっておる次第でございまして、繰り返して申し上げます。だれが見ても無理なことは絶対やるべからず、これは当然なことだと心得ます。

○山本伊三郎君　そこで、大臣そう言われますがね、四十三年度で大蔵省で三名の増員が認められたのです。それを一名本部へ横取りしてしまつて、二名しか持っていない、そうしているという人員の無理な削減をしておるのです。それで、私はここで水かけ論はいたしません。本人もおらないのです。そこで、したがって、当委員会の証人として求めたいと思う。私はそううそはついておらないと思う。これはやがて人事院に対しても提訴するらしい。したがって、この点はよくは明らかにせなさい、これは一つの例でありますから、今後こういう、私が見て、この文書見て非常にむごいと思うんです。しかし、一方面的に私は主張いたしません。したがって、私は適当な機関によつて、ここに証人として呼ばなければ、参考人として呼んでこれは徹底的に調べてもらいたい。行政管理局は、こういう必要などころにまで無理に定員削減を押しつけるということは、国民の側から見たら非常に問題があると思うんです。

す。気象観測のために非常に問題あつたんでしよう。これから七月は災害ありますけれども、私はいいか悪いかわかりません。機械化したんでありますから、それでいくかわかりませんが、一般の、大阪府議会なんかの実情聞きませんが、大阪自体は別に簡素化しなくてもすぐに台風はとかく室戸から上がってきますから、私は十分そういう知識はありませんけれども、非常に近畿地方の人はそういう気象観測に関心を持っておりまして、私はこれは行政管理局に言っておきますが、実情調べてください。そして、こういう意味においてこれは減員してもいいんだ、観測を二十四回を八回にしてもいいんだ、こういうことを公表してやってください。そして一切気象の間違ひはいたしませんと、こういう約束を国民にしてください。ほくは幾らしたところで、これは観測ですから、予測ですから、当たるも八卦当たらぬも八卦と言いますけれども、しかし、そういうことは許せない。十分の設備と十分な定員をもつてやつて、なおかつそれがはれた場合には納得いたしますけれども、いままでの観測、二十四回を八回に減らして、人員も削減しまして、そうして誤つた場合に政府はどういう責任をとるかという、私はそれを心配するんです。絶対観測は間違ひないとは言えない。それは観測じゃないです。それは予測ではないんです。それから間違ひはありましようけれども、従来やつておつたものを削減してやるということについて、私はよほど国民納得させなくちゃならぬと思ひます。もう一ぺん繰り返しますが、むごい配転はしないと言われましたが、その実情を、当委員会できめられるかどうか私は知りませんが、やはりこの総定員法が審議中にその事実をやつたり明らかにしてもらいたい。一方面的な言い方ではだめですから、証人を呼ぶなり、参考人を呼ぶなりしてもらいたいということをつけ加えておきます。どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　総定員法が御決定をいただきました後は御例示のようなことが万なきことを期して善処してまいりたいと思ひます。繰り返して申し上げますが、無理な配置転換、出血整理、一切いたしません。本法の趣旨がそれを命じていると心得ておりますから、今後にわたつてそんなことがないよう万全の考慮を払つていきたいと思ひます。もしそういうことがございしましたら、もちろん行管のまずいものご責任を国民に負わねばならぬ共同責任の形かと思ひます。

○山本伊三郎君　私が言うのは、そういうもの起つたときに、荒木さん、あなた一人が迷惑するんじゃないですよ。そういう機関を縮小しちゃつてやつて、そしてそういう予測を誤つたために国民は大きな人命と財産を失つてしまふんですよ。そういう事実というものを私は調べてくれと言っているんですよ。法律案が通つたらということじゃない。そういう事実はないんだ、安心だ、そういう立証をしてくれと、それができるかどうか頼んでいるんですよ。これが通つてからだいじょうぶだということをお願いしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　地方行政につきまして行政管理局自身が、具体的な末端の地方行政の国民に対するサービスそのものを直接法で受けとめて責任を持ちますという資格はないと思ひます。ですけれども、お話のように、それが定員削減とか、あるいは配置転換のやり方のよしあしにまで及ぶような無理な定員削減、あるいは配置転換等のもとなすような運営をすると思ひます。それから、もちろん行管の責任であることは重々考えて善処せねばならぬという気持ちで申し上げたわけでありまして、具体的な事例を私のほうで調べたことが適当か、あるいは気象庁で調べていただくことを承つたほうがいいのか、方法等はいろいろに言えぬと思ひますけれども、例示のような事実も行管みずから将来に向かって参考とすべき課題でございまいしうから、知る努力をしたいと思ひます。

れを社会に役立てる、そのサービス業務をするのだと思ひます。時代は次第に変わり、新しい技術というものがどんどん入つてまいります。したがって、私たちも考え方を改めながら、やはり新しい技術に基づいてものごとを考へていくべきだと思つております。しかしながら、そのときに大切なことは、やはり国民への気象サービス面で落度がないようにということをもっとに私は考へております。大阪の二十四回が八回になつたというの、ある意味ではいろいろな技術の進歩、その時に合つた技術の進歩からみれば、現時点では二十四回を八回にしたからといって特にサービス面への低下があるとは思ひ考へておりません。

○政府委員(吉武素二君)　技術の進歩と申し上げましたのは、やはり地上の路上で観測するといふことを社会に役立てる、そのサービス業務をするのだと思ひます。時代は次第に変わり、新しい技術というものがどんどん入つてまいります。したがって、私たちも考え方を改めながら、やはり新しい技術に基づいてものごとを考へていくべきだと思つております。しかしながら、そのときに大切なことは、やはり国民への気象サービス面で落度がないようにということをもっとに私は考へております。大阪の二十四回が八回になつたというの、ある意味ではいろいろな技術の進歩、その時に合つた技術の進歩からみれば、現時点では二十四回を八回にしたからといって特にサービス面への低下があるとは思ひ考へておりません。

のが気象庁といいますが、気象事業の初めての観測、非常に古くからやっている方法であります。しかし、気象レーダーというものができてきた現在においては、必ずしも昔のままそれを踏襲していかざるを得ないというところがある。私は申し上げたんです。それからもう一つの問題は、これはもうこの何年来、気象庁の業務というのが新しい時代にマッチするように中の業務の再編成をやらなければいけない、そういう時代になつていきたいと思います。それがある意味では現在実施しつつあるということでございます。

○村田秀三君 どうも私の質問にそのとおり答えていただけないような気がするわけですがね。現地をこの機会に調査しなくちゃならないのじゃないかと考えておられるわけですが、山本委員はこれは大阪の出身で、このレーダーにかかわつたというのとは去年の話じゃないんです。そうすると、客観的に見て五割削減ということで大坂管区には四十一名の減員が行つた。ために、やれるか、やれないか、先ほど長官はいわゆる二十四回を八回にしても可能であるからということを見地を言つてきたものだからやらしてみたいということをやつておられますけれども、これは逆じゃないですか。一つの根拠を持って四十一名の減員を内示したというのが実情じゃないですか、逆じゃないですか。責任のがれはだめですよ、この際。そうして四十一名の減員を余儀なくされるので、二十四回を八回にしようと考えたということと同時に、やはり配転問題も強行された、こういう因果関係がその中には明らかに読みとれるわけですよ、どのように答弁しようとも。これは正直に言つてもらわなければ困りますよ。

○政府委員(坂本勲介君) 先ほど長官申し上げましたように、少し歴史的な経緯から申し上げますと、御高承のとおり、昔は中央気象台というのが一つだけ政府の機関にありまして、地方の測候所、その他はすべて各府県、いわゆる地方公共団体のほうで運営されておつたのがほとんど戦前までの姿でございます。戦後、これがそのままの形で一

緒になりまして、すべて気象庁という姿になつてそのまゝの姿で来ているわけでありまして。ちょっととばが悪いかもしれませんが、私もでもそういうことを申し上げるとあれですけども、業務の全体的な総合的な、いわば積み木細工のようになつて業務が行なわれている分野が多分にあるかと私も反省いたしております。その意味におきまして、先ほど長官が申し上げましたように、単に技術の進歩はレーダーだけではございせん。さらに地上より高い三十キロあるいは六十キロの上層観測ということも、この地上の天気を

解明するために非常に役立ってきておる。現在そういう観点の上から実は全国で行なつております測候所の観測回数そのものを全般的に再検討しなくちゃならないと、正直申し上げて考えております。その一環として、実は大阪があらわれてまゐつたわけでございます。定員削減は気象庁といつたわけでは全体で七十九名でございますけれども、実は地方に五つ管区気象台がございまして、本庁ですべて地方の業務を合わせて万単位振つて、ここはこういうふうなやれというふうな性格のものでもございせんし、その辺の関連とかね合せて、大体管区気象台が持つその七十九名の内訳の大体分野をきめまして、それに基づいてある案を持つてまいれということ、大阪管区気象台から出された案の一つが二十四回観測を八回に落とすということでございます。これは全般的な私が先ほど申しました総合的に、将来私もが考えようとしておる観測回数の再検討という大きな線にマッチするんじゃないかということ、私は、私も十分解明いたしました。また、大阪管区気象台から十分その間の話を聞きまして、二十四回を八回に落とすことによつて大阪周辺一千万の人々に気象業務のサービスの低下あるいは防災気象業務の弱体化を来たすところがあるかないか、私も私も私も十分に技術的に検討したつもりでございます。その結果、サービスの低下はないと判断いたしました。しかも先ほど申しました全体的な手

続であります観測回数の再検討の線にも一応乗つておる、こういうふうな判断いたしました。二十四回観測を八回観測に割り切ることにしたわけでございます。

○村田秀三君 先ほど山本発言の中にありましたが、行管長官、病気の者を無理に遠方に配転をした、最終的に本人は判こをついたかもしれませんが、判こをついたので、これは了承したんだと言えはあるいは言えるかもしれない。しかし、それまでの経過、本人があきらめざるを得ないような状態におとしられて、病苦をかかえていったという事実がかりに事実であるとすれば、行管長官の先ほどの答弁からすれば、これはもとに戻すような措置をしなければならなりません、その点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 原則的には山本さんにもお答え申し上げたこととすから、重複を避けますが、具体的な人の配置転換もしくは転任そのものは各省庁の人事管理の問題でございます。病気の人もしくは家庭の事情、たとえば親が重病で、現任地で同居しておつて看病しなければならぬ人を無理やりどこかへ転任させるなどということはやるべきじゃないというふうなことも含めまして、人事管理そのものの具体的な問題だと存じます。そういうことは各省庁の責任において無理なことをやるべきじゃないこととございまして、削減ないしは配置転換の一般的な計画そのものから当然出てこないように配慮することと私は私の責任の範囲でございまして、さつき申し上げたような心がまえで運営していきたい、かように存じます。

○村田秀三君 先ほど山本委員のほうでも証人にひとつ召喚をしてという、こういう話がありました。まあ参考人でもないだろうと思いますが、その現実にはよく調査をして、気象庁、いいですか、やはりいまの行管長官の責任ある答弁を受けて措置すべきものであらうと思ふんですね。よろしいですか。

○山本伊三郎君 それじゃ長官、くどく言いませんから、本件は人権にも影響していると思うんです。本人はなるほど、先ほど言いましたように、みずから実は十五日にその任地におもむきました。病気を押して行つたということを私聞いております。これは人権にもかかわる問題ですから、気象庁当局は了承して行つたと言われますが、実情をひとつ調査してもらいたいということを承認していただきたいと思います。もし、そうでなければ、こちらで証人喚問をまたお願いしなければいけませんし、また議事に影響したらいいけませんので、実情を調査して、本案の審議中にひとつ御報告願いたい。これを行政管理局にお願いしたいが、行政管理局ではこういうことはできませんというなら、どこでしらぬかということをお願いしたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 形式論から申し上げれば、先刻お答えしたようなことになるわけですが、現実的にこれを調査するということは、気象庁の人事管理そのものを監察するような形になつてしまふので、そこまでする山本さんがおっしゃつておるとは思われないので先刻のようなお答えを申し上げました。実際問題として、私どもとしても参考としなければなりませんから、気象庁みずからその後のアフターケアをしていただいで、その結果をお知らせ願つて参考にもしたいというふうにございまして、御報告もする、こういうことにさせていただきます。

○村田秀三君 それでは本問題、まだいろいろと問題が残つておりますが、時間の関係もありまして、本問題はこれでもって打ち切りしたいと思います。

そこで、まことに人事院に申しわけない結果になつたわけですが、午前中から適宜な時間にとお思ひまして配慮したつもりでございましたが、このような結果になつてしまいました。これは後日に譲りたいと思ひますが、また委員長にお断わりしておきますが、先ほど申し上げましたように、きょうの時間の抜けた分は当然それは譲れ

ない、私の質問はまだ本論に入っていないわけですから。そういうことを強く申し入れをいたしまして、私の質問、本日のところは終わります。

○峯山昭範君 今回の総定員法につきましては、相当重要な法案でもありますので私も十分審査の時間をいたしたいと思っております。それで、きょうもどうも審査の時間もだんだんおくれまして、これから何時までやる予定かわかりませんけれども、実は私も質問することは全部で五項目にまとめております。大体一つ一時間半くらいかかると思いますが、そのつもりで質問したいと思っております。中途はんばな時間でありましてけれども、一応、昼からやらせていただくということになっておつたんですけれども、——それは本題に入りますけれども、きょうは私は大體行政改革の問題、それから労働基本権の問題、それから公務員給与の問題、それから総定員法そのものの問題、それから行政監察に関する問題等について質問をしたいと思っております。

初めに、行政改革の基本的な問題についてお尋ねしたいと思っております。実は行政改革、いわゆる行政の効率化、効率化、合理化ですね、そういうふうないわゆる合理化の必要性が叫ばれてからいふぶんになるわけでありまして、昭和三十三年、八年ごろから行政改革の推進は天の声であるとかいふ、そういうふうな声が出てまいりました。政府も昭和三十六年に臨時行政調査会設置に踏み切つたわけでありまして、それから二億円に上るべく大な費用を注ぎ込みまして、行政の診断書といわれるようなあの十六冊にも及ぶ報告書を政府に答申されたのも聞いておるわけでありまして、実は私も昨年からの委員会でも臨時答申といふことをたびたび聞いてまいりました。行政改革の基本的なこの臨時答申に帰ること以外にないたたびたびこういふふうな聞いてまいりました。実は大臣にお伺いしたいんですが、臨時答申に対して、大臣は臨時答申そのものをどういふぐあいに考えていらっしゃるか、その基本的なこと

を初めにお伺いしたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 臨時答申は尊重せねばならないという法律上の要請がございます。総理大臣に対する答申がございまして、その答申を歴代の行管長官が中心となりまして極力実現をはかるということ、それが行管の使命の重大な一つの要素である、こういう考え方で今日にまいつておる次第でございます。ただ、先回りするようで恐れ入りますが、二年間のしさいにわたる調査に基づいての答申、大中小さまざまなものがあるようございまして、実際問題としましては小口から迫るほかはないものでございまして、あまり目立ちませんけれども、年々歴代の長官の努力の集積はある程度成果を見つるあるんじゃないか、私もまた同じ考えに立つて及ばずながら臨時の答申の線を実現していくことを通じまして、國民的世論となつておる行政改革、あるいは御指摘のように簡素合理化の形において、行政サービスを下低下せないうで進んでまいりたい、こう受けとめております。

臨時答申のこの意見を尊重して、そうしてできるだけ実施したい、そういうふうなことでございまして、現実の問題としてこの臨時答申が出てまいりふぶんになるわけでありまして、現在までに具体的にどういふふうなものが実現されたか、この点についてお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答えさしていただきます。

○政府委員(河合三良君) 従来、臨時答申の実現につきましては、できるものから逐次実現することといたしておりましたが、いままで実現を見ておりますものは次に述べるようなものでございまして、まず、消費者行政の改革といたしまして国民生活局を設置いたしております。また青少年行政の改革といたしまして青少年局を設置いたしております。また審議会等の整理再編成といたしまして、昭和四十一年には三十四の審議会を整理いたし、四十三年におきましては三つの審議会を廃

止または統合いたしております。また特殊法人に關しましては、北海道地下資源開発株式会社等四つの特殊法人を整理いたしたほか、漁業協同組合整備基金等の特殊法人五つを整理する決定をいたしておりました。これは順次時期をきめてまいりまして、これは順次時期をきめてまいりまして、機構の統廃合につきましては、大蔵省の臨時貴金属処理部の廃止、あるいは通産省の輕工業局、あるいは繊維局の改組、これは化学工業局と繊維局に改組いたしました。また総務本部は十七省庁につきまして、昨年それぞれ内部部局一局を整理いたしております。また、許認可等の整理につきましては、臨時行政調査会の指摘した許認可の約五割の整理を実現いたしております。事務運営の改善につきましては、各省庁に行政相談所の設置、あるいは通關運送行政の改善、立ち入り検査の改善等を行なつております。なお、このほか行政改革三年計画におきまして、許認可の整理あるいは定員の再配分といふことをいたしまして現在に至っております。

臨時答申のこの意見を尊重して、そうしてできるだけ実施したい、そういうふうなことでございまして、現実の問題としてこの臨時答申が出てまいりふぶんになるわけでありまして、現在までに具体的にどういふふうなものが実現されたか、この点についてお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答えさしていただきます。

○政府委員(河合三良君) 従来、臨時答申の実現につきましては、できるものから逐次実現することといたしておりましたが、いままで実現を見ておりますものは次に述べるようなものでございまして、まず、消費者行政の改革といたしまして国民生活局を設置いたしております。また青少年行政の改革といたしまして青少年局を設置いたしております。また審議会等の整理再編成といたしまして、昭和四十一年には三十四の審議会を整理いたし、四十三年におきましては三つの審議会を廃

止または統合いたしております。また特殊法人に關しましては、北海道地下資源開発株式会社等四つの特殊法人を整理いたしたほか、漁業協同組合整備基金等の特殊法人五つを整理する決定をいたしておりました。これは順次時期をきめてまいりまして、これは順次時期をきめてまいりまして、機構の統廃合につきましては、大蔵省の臨時貴金属処理部の廃止、あるいは通産省の輕工業局、あるいは繊維局の改組、これは化学工業局と繊維局に改組いたしました。また総務本部は十七省庁につきまして、昨年それぞれ内部部局一局を整理いたしております。また、許認可等の整理につきましては、臨時行政調査会の指摘した許認可の約五割の整理を実現いたしております。事務運営の改善につきましては、各省庁に行政相談所の設置、あるいは通關運送行政の改善、立ち入り検査の改善等を行なつております。なお、このほか行政改革三年計画におきまして、許認可の整理あるいは定員の再配分といふことをいたしまして現在に至っております。

臨時答申のこの意見を尊重して、そうしてできるだけ実施したい、そういうふうなことでございまして、現実の問題としてこの臨時答申が出てまいりふぶんになるわけでありまして、現在までに具体的にどういふふうなものが実現されたか、この点についてお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答えさしていただきます。

○政府委員(河合三良君) 従来、臨時答申の実現につきましては、できるものから逐次実現することといたしておりましたが、いままで実現を見ておりますものは次に述べるようなものでございまして、まず、消費者行政の改革といたしまして国民生活局を設置いたしております。また青少年行政の改革といたしまして青少年局を設置いたしております。また審議会等の整理再編成といたしまして、昭和四十一年には三十四の審議会を整理いたし、四十三年におきましては三つの審議会を廃

止または統合いたしております。また特殊法人に關しましては、北海道地下資源開発株式会社等四つの特殊法人を整理いたしたほか、漁業協同組合整備基金等の特殊法人五つを整理する決定をいたしておりました。これは順次時期をきめてまいりまして、これは順次時期をきめてまいりまして、機構の統廃合につきましては、大蔵省の臨時貴金属処理部の廃止、あるいは通産省の輕工業局、あるいは繊維局の改組、これは化学工業局と繊維局に改組いたしました。また総務本部は十七省庁につきまして、昨年それぞれ内部部局一局を整理いたしております。また、許認可等の整理につきましては、臨時行政調査会の指摘した許認可の約五割の整理を実現いたしております。事務運営の改善につきましては、各省庁に行政相談所の設置、あるいは通關運送行政の改善、立ち入り検査の改善等を行なつております。なお、このほか行政改革三年計画におきまして、許認可の整理あるいは定員の再配分といふことをいたしまして現在に至っております。

臨時答申のこの意見を尊重して、そうしてできるだけ実施したい、そういうふうなことでございまして、現実の問題としてこの臨時答申が出てまいりふぶんになるわけでありまして、現在までに具体的にどういふふうなものが実現されたか、この点についてお伺いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答えさしていただきます。

○政府委員(河合三良君) 従来、臨時答申の実現につきましては、できるものから逐次実現することといたしておりましたが、いままで実現を見ておりますものは次に述べるようなものでございまして、まず、消費者行政の改革といたしまして国民生活局を設置いたしております。また青少年行政の改革といたしまして青少年局を設置いたしております。また審議会等の整理再編成といたしまして、昭和四十一年には三十四の審議会を整理いたし、四十三年におきましては三つの審議会を廃

政改革の推進について」と題する閣議決定でございまして、本文は簡単にございまして、三項目読み上げますと、「一、政府は、最近における社会経済情勢の変動にかんがみ、現下の行政の硬直化を打開し、行政需要に即応する簡素にして能率的な行政の態勢を整え、真に国民のための行政を確保するため、臨時行政調査会の改革意見の趣旨を尊重しつつ、行政の組織および運営その他制度の全般について、おおむね三カ年を目標とする改革計画を樹立して、強力にその実現を図るものとする。」第二は、「上記の計画樹立に資するため、各省庁は、所管行政について総点検を早急に行ない、別紙要領により具体的な改革計画案を作成して、昭和四十三年六月三十日までに関内閣に提出するものとする。」三、行政改革本部においては、各省庁から提出された改革計画案を調整して、政府としての改革計画案を作成し、臨時行政改革閣僚協議会の議を経て閣議に提出するものとする。」以上でございまして、備考といたしまして、「地方公共団体に対しても、国の措置に準じて、組織および運営の改革を推進するよう要請するものとする。」以上でございまして。

○**峯山昭範君** 結局あれですね。これは臨調答申とは全く変わった形で各省庁に行政改革案を出させると、そういうことであつたと思うのですけれども、私はこの閣議決定に基づいて各省庁の行政改革の計画を六月の末までに提出ということであるに、この行政改革三カ年計画というものが立てられたと、こういうふうな聞いていますけれども、これに基づいて、実際問題としてその各省庁から出てきたものは、端的にいつてどういふ内容であつたか、ちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○**国務大臣(荒木萬壽夫君)** 政府委員からお答え申し上げます。

○**政府委員(河合三良君)** 各省庁から提出のありましたものは行政事務の整理、簡素化といたしまして、許認可、報告等の整理、補助金の整理、事務移譲、それから共管統合、類似行政の整理、統合及び機械化による事務の合理化、それが事務の整理、簡素化の項目でございまして、それから行政機構の簡素化と定員の再配分といたしましては、各省庁の組織の簡素化、審議会、試験研究機関等の整理再編成、それから地方支分部局の整理再編成、簡素化、特殊法人の整理再編成、簡素化でございまして、また、法令の整理についても各省庁から案をいただいております。

○**峯山昭範君** この問題については、昨年の八月にも一回やつたことがあるのですけれども、要するに臨調答申と各省庁から出てきたものとは全然開きがあらう。行政改革なんてもんじゃない。とにかく各省庁のいわゆる自分の思うままに、それこそかつてなもので、全く臨調答申とはかけ離れたものであると、私はこういうふうな聞いたことがあるのですけれども、前の大臣の答弁によると、閣議決定には沿うてはいるけれども、私が大胆に採点をすれば五十五点だと、こういうぐあいな話がありましたのですけれどもね。実際問題としてこの行政改革をやる場合に、臨調答申というのがあるが、いわゆるそれをばつとつすぐ進めていけばいいものを、わざわざ各省庁ごとに出させるという自体が、結局、臨調答申そのものを別につくってしまった、そういうぐあいにいえるわけですね。ですから、行政改革をやる場合、もつと行政改革本部なり、または行政改革閣僚協議会が当然イニシアチブをにぎって、そしてその臨調答申の線に沿って全力をあげて実現にとめると、それが私は本筋だと思ひます。大臣、どうでしょうか。

○**国務大臣(荒木萬壽夫君)** ちよいと現行法制のもとで御指摘のように本筋だと思ひます。その本筋がなかなか効率をあげ得ない、悩みに悩まされて今日に至つておるのでございまして、それも毎度申し上げましたように、各省庁に行政改革の案を出してくれということに注文いたしまして、現状維持的な性格がみなぎつておる各省庁の立場か

らいたしますと、前長官が五十五点とか点数をつけたところで、五十五点でも点数つけられるものがよくぞ出てきたと、前長官の政治力に私はひそかに敬意を表しておたのであります。

毎度申し上げておそれ入りますが、それは結局は役人通有のセクシヨナリズム、セクシヨナリズムのいい面もむろん私は理解いたしますが、とにかく悪い面に――特にまた、行政改革あるいは臨調答申の線に沿って、思い切つて前向きな案を各省庁ごとにつくつて見せるということは、念頭にはありましても、現実にはそれが容易に出しかねる。その現実の前に行政改革というものは悩みに悩まされて百年ぐらゐ経過しておると私は思ふのでありまして、そのことを考えるにつけても、総定員法のでまゐみそを申し上げざるを得ないことを残念にも思ひ、しかしまた御要望に沿うような効果的な機能も期待できるのじゃないか、こういう考え方に立つて、総定員法と通称されるものを前々国会以来御審議をお願いすべく提案をいたしておるような次第でございまして、私事を申しておそれ入りますが、当初提案しますときの総定員法の関係は、私も間接には説明も聞き、趣旨も聞き、なるほどこれが一つのスタートラインとなつて、国民の要望に沿うような意味での行政改革に役立つであろうと、かように思つて、この総定員法の成果に期待しておりますことを、かつてなことを言い過ぎましたけれども、申し添えさせていただきます。

○**峯山昭範君** 初めに、私は大臣に質問するのはきょう初めてです。もう長い間待つておりまして、ですから、毎度申し上げまして言わないうで、きょう初めてですから、そのつもりで答弁をお願いしたいと思います。

ちよつと進みますけれども、この行政改革三カ年計画、これは昨年の十月に決定して、実際にもう実行に移つておると思うのですけれども、その三カ年計画、いわゆる第一次案というものはどういふようなものか、そしてどういふぐあいに実効を

あげつつあるか、この点について伺いたいと思ひます。

○**国務大臣(荒木萬壽夫君)** 具体的に政府委員からお答え申し上げます。

○**政府委員(河合三良君)** 行政改革計画第一次案につきまして御説明申し上げます。

この計画は昭和四十三年十月八日に閣議決定になつておりまして、全体が二つの部分に分かれております。第一は計画の実施部門でございまして、第二は今後の方針をきめております。

実施部門につきまして内容が三つございまして、第一は、許認可及び報告等の整理でございまして、これにつきましては、各省庁から報告のございました許認可等約一万一千件のうち、千三百八十三件を廃止、統合、委譲及び規制の緩和をすることにしたしております。

また、報告は約七千七百件報告がございましたが、そのうち千五百七十一件の廃止、統合、簡素化することにしたしております。

いずれもノルマをきめておりまして、許認可につきましては一割、報告につきましては二割までを整理するという約束で各省庁にお願いいたしておりますが、この数でまいりますと、いずれもそのノルマを超過いたしております。

なお、第二次計画におきましてこれに若干の追加をいたしております。

第二点は、行政事務の下部機関への委任、または地方公共団体等への委譲でございまして、各省庁を通じて四百二十七件の事務委譲を行なつております。これにつきましても、第二次計画におきまして若干の追加が出る予定でございまして。

第三の会計事務及び人事事務につきましては、従来会計事務担当課長と人事事務担当課長がいろいろと打ち合せております。きわめて事務的なこまかな問題でございまして、そういう点から積み上げていくという意味で、この会計事務、人事事務の簡素化の非常なこまかな点につきましているというふうに思ひます。なお、これにつきま

しては、電子計算機の利用を拡大していくということも一つの考え方として検討はお願いいたしております。以上が実施をきめましたものでございまして、ただいま申し上げましたものうち、許可可の廃止、統合につきましては、政令段階以下のものにつきましては、これは行政府の段階におきましてこの実施をいたしておりますし、また法律事項に關しましては、現在許可、認可等の整理に關する法律案を御審議いたいただいて、国会に提出申し上げていくわけでございます。

それから、次に方針でございますが、補助金の整理につきましては、これは方針が六つございまして、第一、補助金整理でございます。これにつきましては、いろいろと零細補助金の整理その他の方針をきめておりまして、この方針に基づきまして、昭和四十四年度の査定におきましては相当数の補助金の整理を実施しております。その数を申しますと、四十四年度予算におきまして四百十七件の廃止、統合等の整理を行なっております。このうち金額のはっきりいたしておりますものは、廃止につきましては百二十八億円、減額につきましては二十六億円の補助金整理をいたしております。

次に、地方事務官制度でございますが、この地方事務官制度につきましては、関係各大臣の間で話し合いがございまして、第一次計画におきましては、この地方事務官制度は廃止の方で検討すると決定いたしております。その後、先ほど申し上げましたように、運輸省関係の地方事務官につきましては、運輸、自治、行管三大臣、また労働省関係の地方事務官につきましては、労働、自治、行管三大臣の協議の結果、ある程度原則的な了解点まで到達いたしております。第一次計画よりも一歩進んだ形になっております。

第三の共管競合その他類似行政の整理統合につきましては、官庁管轄、観光行政、二つの共管競合業務につきましては、この整理統合の方針を定めております。また、その他のものにつきましても引き続き検討を加えることになつております。

第四の電子計算機の利用につきましては、八月三十日閣議決定をいたしまして、政府において電子計算機の利用の今後の方針をきめております。この中で、電子計算機の利用の促進、適用業務の拡大、あるいは要員の養成、さらに各省庁、官庁における電子計算機の共同利用を可能ならしめるような基準の作成、あるいはその共同利用の研究という問題について検討することを閣議決定いたしております。この線に沿ひまして、現在これを検討いたしている次第でございます。

第五は、事務の民間委託でございますが、これにつきましては、民間委託を経済性、能率性の見地から、民間委託が適当と思われるものにつきまして、これを民間委託いたすこと、その経済化、能率化をはかるということで、現在どういう業務を民間に委託いたすべきかについて検討を加えております。

さらに定員につきましては、昭和四十三年の八月三十日、九月二十七日に、それぞれの非現業、現業の五割削減の目標を決定いたしました。この目標に基づきまして、行政需要の消長に対応する定員の再配分を推進するということになっております。

以上でございます。

○星山昭範君 いろいろ説明ございましたけれども、その中の一つだけ、許認可関係で、一万一千件のうち千三百八十三件が整理の対象になっている、そういうような話でございましたけれども、臨調答申で指摘した分がございましたけれども、何件が処理されて、それでいま計画に入っているのは何件で、未処理のものは何件であるか、それをちょっと教えてもらいたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(岡内豊君) お答えいたします。

臨時行政調査会が指摘いたしました許認可等は、大体三百七十九件でございますが、関係省庁の自主的な努力、行政管理局における数次にわたる監察の結果等によりまして、一括整理法を出し

まして、本年二月までに二百五の整理がなされております。パーセントにいたしました五十四、こういうことに相なっております。

○星山昭範君 現実にはまだ百四十五件残っているというのを知っておいてもらいたいと思っております。

それで、相当第一次計画より進んでいるという話でありますけれども、現実には、私の知っている範囲では、三カ年計画の第二次案というのは十二月中に出す予定であったと、こういうふうに聞いているわけですが、どうであつたかお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほどもお答えしたことでございますが、第二次計画につきましては、むろん事務的に推進中ではございまして、初めの予定の十二月中には何とかするという予定で、いままでございましてはどうかというところを越しまして、すでに四月の末になって、いまに具体的に法案等御審議願う案件として御提案できないでいることを恐縮に存じております。努力不足をむろん思ひますけれども、こゝろまた関係省庁にまたがる問題等もございまして、今日まで御提案、御審議できないことを恐縮に存じつつ、その経過を政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(河合三良君) 第一次計画以降の経過について御報告申し上げます。

ただいま第一次計画を申し上げました際に一部分申し上げておりますが、許認可につきましては、若干の追加分を申し上げましたけれども、現在までのところでは、許認可につきましては、二百五十八件許認可整理が追加されることになっております。また報告類につきましては、六十五件の追加を見るようになっております。

また行政事務委託につきましても、これは八十八件が追加されるという予定になっております。なお、補助金等の整理につきましては、これ

は、先ほど申しました件数及び金額は、第一次計画の方針に基づきまして実施いたしましたものでございまして、昭和四十四年度につきましては以上のとおりでございまして、四十五年、四十六年度につきましては、やはりそれぞれの予算査定の際にこれを検討していくというようにしていきたいというふうに思っております。また、方針の点につきましては、これは補助金の方針の中に入っております。ただいま申し上げたようなことでございます。

地方事務官制度につきましては、これはただいまも申し上げましたが、運輸省関係の地方事務官につきましては、運輸大臣、行管長官及び自治大臣の三大臣の覚え書きが作成されております。それによりまして、できます限りでの府県への事務委託、あるいは車検登録事務の民間委託、あるいは陸運事務所を国の機関としてこれを整備するといふような幾つかの項目につきまして、原則的な了解ができております。これも大具体化につきまして、関係省庁間で、ただいま申し上げました三省庁以外の省庁を含めました関係省庁間で検討中でございます。

それから、労働省関係の地方事務官でございますが、労働省関係の地方事務官につきましては、これは地方事務官問題以外の問題も含めまして、労働省の地方における行政機構の再編成と申しますか、再検討を労働省において従来検討されておられましたが、それとあわせて、労働省、自治省、行管長官三大臣の原則的な了解が成立いたしております。その内容は、ごく簡単に申しますと、労働省の現在の地方出先機関でございまして、道府県の労働基準局及び婦人少年室を廃止して、その事務は都道府県にゆだねる。しかし、また労働基準監督局業務の充実、従来どおりの施行の維持をはかるべく労働基準監督官という制度を堅持いたしまして、これを地方都道府県の都道府県庁内に置く。また従来の公共職業安定所あるいは労働基準監督署、これは最末端機構でございますが、これは国の機関のまま存置いたしますが、し

かしその人事権は、原則として都道府県知事に委任をできる限りする。それから国の機関といたしましては、ブロック機関である地方労働局というものも設けて、広域的な職業安定行政あるいは労働基準監督行政に備える。さらに労働保険の統合と申しますか、労災保険、失業保険、そういうものの一元化の措置をはかる。そういう措置とあわせて、地方事務官制度は、これは廃止をするという原則的な了解がまずできております。この具体化につきましては、現在、ただいま申しました三省庁及びその他の関係機関と十分打ち合わせをしているところでございます。

それから共済組合業務につきましては、官庁管轄につきましても、第一次計画で定めました方針を、これをさらに具体化するべく目下各省庁において検討を進めておりますし、観光行政につきましても、これは先ほども申し上げましたように、観光対策の関係協を設置するという方向で検討いたしております。

電子計算機の利用につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。事務の民間委託につきましては、その具体的な点を検討中でございます。

以上でございます。

○峯山昭範君 それでは次に入りますけれども、行政監視委員会のことについてちょっとお伺いしたいのでありますが、行政監視委員会は臨調答申によってできたというふうに聞いておりますけれども、そうですか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。お話のとおりでございます。

○峯山昭範君 実はここに行政監視委員会のことについてちょっと書いてあるの、読んでみますので、大臣の答弁をいただきたいのですが、「行政改革は、財界と自民党と官僚がナレ合ったまま、政府はいつまでも手をつけようとせず、表面的なゼスチュアだけでごまかされている」、これは行政監視委員の人が書いたのです。それで、「行政監視委員会も、その性格は臨時行政調査会

が答申したような強力なものではなく、官僚によって最初から牙が抜かれていて、行政がこれ以上悪くなることを食い止めることはできるだろうが、前向きに積極的に改革を進めて行くことは困難である」、これは今週出た雑誌でありますけれども、行監の委員の人がこういうふうに書いています。その長官として、大臣これをどう思いますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 自民党と財界からの要請、影響を受けて骨抜きになって何もしないでおるような意味合いかと思いますが、そういうことはございませぬ。これは断言できます。たとえば経団連の会合がありまして、私は行政調査会長、党の会長をしておりまして、二、三度呼ばれておるから並んでおりまして、何をぐずぐずしておるかという線からハッパをかけられております。そして、行管長官は中心でありますけれども、党の政調会の担当のものも含めて、私自身であります。ハッパをかけられたことはありますけれども、いかげんにしておけると言われたことは一べんもございませぬ。だから、直接そんなことを言われたこともございませぬし、前長官が、いま行政調査会長やってもらっておりますが、このほうからはむしろ、なれ合っている感じが、むしろむしろ、何をしているかという目つきでいられておる状態でございます。そういうことはないことを申し上げ得ると思っております。また行政監視委員会それ自体からも、それぞれの委員が相当の見識の持ち主でございますから、しよっちゅうハッパをかけられております。たとえば前長官の当時、前自治大臣、赤澤自治大臣当時、御案内の各自自治体に対して逆にアンケートをとり、現場から見て中央の行政についてどういう注文があるかというアンケートをとりました。この問題については、私も行管長官拝命前から承知しておりますが、相談も受けたこともありましたが、それを取り上げるならば、党の行政調査会なんか持ってきたって、なかなかこれはらち

があかぬ。それは当然に現にあるところの行管本部、この問題として取り上げたらどうだということとを申したことがありましたが、その段階までは前長官のときにしてもらいました。私があとを受けます、任命しました以後、行政監視委員会、あれは一体どうなっておるのだということ、行管本部で取り扱うのもむづかしいが、行政監視委員会が並行的に取り上げて、何を、緩急軽重をどうするかという形で正式に取り上げて検討してもらいたいと思っております。ということでありまして、そういうことは、しっかりとという意味でだれかが書いたことと受けとめておるのだということではないことだけはひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○峯山昭範君 大臣はないとおっしゃいますけれども、しかしせっかく行監の内部の方がこういうふうな書いているわけですから、全然ないのじゃなくて、ずいぶんあるのじゃないかと思うのです。またこんなことも書いてあるのです。

「私は、国民の力で第二の臨時行政調査会を作り、臨時行政調査会の答申よりもっと強力な改革案を作るとともに、政府の行政改革サポーター・ジュを徹底に洗い出す必要があると思う」、これは私が言っているのと違いますよ。こういうふうな書いているのです。実際のところこういうふうなものを、実は私もきょう、この委員会に入ってくる前に本の配達があったので、いま見たところなんです。現実にはこういうようなことがあるということは、私には実はこの書いた人が確かに行監の委員ではないのじゃないかと、こう思っています。始まる前にわざわざ確認をして、間違いない行監の委員であることの確認をいたしました。ですから、こういうような点から考えてみまして、やはりこの人もおっしゃっておりますけれども、なるほどこういうような第二の臨時行政調査会をつくるということも一つの考えかとも思いますが、この点について大臣の答弁を願います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) あとで読み上げられますが、この点どうですかね。

ました点は、前向きにもっとしっかりやれという気持ちにがにじみ出ていると思えます。第二次臨時行政調査会をつくつたらどうだというくらいに委員の方が思っていたのだ、その根拠に立って、先ほど申し上げたような監視委員自身として正式に発言され、推進していただきつつあります。

初めにお読みになったことを私なりにまた追加して御答弁をさせていただきます。大中小いろいろなものがあるが山ほどございまして、小口から攻め落とすというやり方をしておりますから、もっと大きな問題を勇敢に取り上げたらどうだという意味合いにおいて、ぐずぐずしておるのだといわれれば、現象的にはまさにそのとおりであります。そういうことを念頭に置いて推進しようと思えば思うほど、総定員法を御決定いただいて、その基礎に立って推進することがよりスピードアップできるのじゃないかろうか、かように存じております。

○峯山昭範君 大体こういうふうな臨調答申を当然行政改革の基本にする、そういうふうな姿勢をつくりながら、そのあと臨調答申と全然関係のないことばかりさんざんやって、一局一省庁削減にしましても、五割削減にしましても、かなで削るようなやり方によって、しかもそういうふうなちゃんとした基本的な問題には真剣に取り組まないうで、総定員法をきめただけでいわゆる行政改革が進んでいくというふうな、そういうふうな考え方自身が私は、とてもじゃないけれども納得できない。こういうような点から考えてみても、やはり根本的には総理の熱意がない、当然こういうような大事な法案については、総理もこの委員会に出でてもらうって、当然それそれ委員から総理の行政改革に対する基本的な姿勢というか、その決意を聞かないと、やはり基本的な行政改革はできないと思う。そういう点からいろいろ考えてみましても、やはり担当大臣並びに総理のリーダーシップが私は行政改革の第一であると思うのです、この点どうですかね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまのことは総理にもお伝えしなければなりません、私自身に對しましては御激励だけだしたものとして、ありがたうお受けをいたしまして、微力をつくしたいと思ひます。ただ、総定員法案なるものが臨調答申と関係ないとは実は思っておりませんので、国会でおきめをいただいた臨時行政調査会設置法の附帯決議は、何度も申し上げましたが、なま首を切らないで配置転換というやり方で定員を活用していけない、行政需要の消長に應じながら、行政サービスを低下させないでやっていけという意味合いの附帯決議を根拠に、そのうち内において臨調答申はけんけん服膺して答申されております。その答申の中に、総定員法と通称するような制度そのものを具体的に指摘はしておりませんけれども、配置転換である以上、それがやりやすいような何かの制度をつくるべきであるというところを指摘されておりました、そのことが歴代の長官一生懸命脳漿をしぼりまして、こういう立て方を国会で御決定いただくならば、臨調答申の線はもろろんのこと、行政監理委員会の委員諸公の権限等も、アドバイス等も着々実現できる、いいかえればセクシュナリズムの悪い面を徐々には正していくなすがるなるであらう、こういうことでありまして、臨調答申そのものとかけ離れていて申し上げるよりは、むしろその基本条件をつくつてもらう意味において価値があるかと理解しておることを申し上げたいと思ひます。

○中尾辰義君 ひとつ関連して。

いま行監の話が出ましたから、行政監理委員会のメンバーはどうなっていますか、それが一つと、それから委員長はどなたになつていますか、それをちょっと聞かしてください。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

行政監理委員長は行政管理局長官でございます、委員は安西正夫昭和電工の社長、犬丸実財団法人済生会理事長、太田兼合化学連委員長、佐藤功上智大学教授、寺尾一郎三菱商事副社長、吉武信NHK解説委員です。

○中尾辰義君 それで行政監理委員会は行管長官の諮問機関になつていくのですか。

○政府委員(河合三良君) 行政管理局の重要な所掌事務に属しますものにつきましても諮問機関でございまして、また行管長官を通じて総理大臣に建議をいたすこともできます。

○中尾辰義君 それでは、私ふしぎに思うんだけど、行監の委員長は荒木長官でしょう。その荒木行監の委員長がだれにこれは答申することになつて行管長官に答申するわけですか。その辺がどうも私にはもう一つわかんないんです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) かつこは変に見えますが、制度上そういうことに相なります。

○中尾辰義君 制度上というのは、それはわかんない。あなたが委員長でしよう。あなたが委員長で行管長官のあなたに答申をする、そういうことになりませんか。その辺が私はどうもわかんないです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう形になります。

○中尾辰義君 そういうところが、どうも組織の面でそれこそ行政改革をする必要があるんじゃないかと私は思ふんです。自分が委員長で自分で答申するというのはどうも私どもは納得いかなないんです。こういう点からも、どうもしまりのないような答申が出てくると、その辺はあなた行政管理局長官としてどうお考えになるか。それに類似したものはほかにもあるのかどうか、その点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) どうも自問自答しているような感じが、ある意味では変な気もしないじゃないやございませうけれども、ほかに具体例はあると思ひますが、そのことを具体的にいま私存じませんので、政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいま調べておりますが、原子力委員会は科学技術庁長官でございます、科学技術庁長官か

らの諮問を受けまして答申をするということになつております。また委員会は多数決になつておりますので、委員会の決定を、これは委員長として行政管理局長官に答申するという形になつておるわけでございます。

○峯山昭範君 それでは、時間にも制限があるそうですから、総務長官がお見えになりましたので、今回総定員法の提案にあつたとして、政府はその提案理由の一つに、行政の効率化というところをうたつておられるわけでありませうけれども、結局効率化という以上は、そこに働く人の労働条件といふんです、労働環境が当然改善されなければならぬと思ひますし、当然私は結びついてくるものである、そういうぐあいには思ひます。その点、まず政府はどういうぐあいに考えておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 公務員の勤務にあたりまして十二分に効率をあげる、そうして安心して仕事をせしめるということに對しては、これは人事管理上大事なことと考えております。そのような趣旨において努力をいたしておる次第であります。

○峯山昭範君 従来からこの公務員労働者の労働問題、特に使用者としての政府の熱意がないと熱意が乏しいということが非常にいつも問題になつております。今回もかかる観点から、総定員法に關連しまして公務員労働者の給与問題、それから労働基本権の問題についてきょうはお伺いしたいと思ひます。

初めに、給与問題でありますけれども、まず本年度予算で人事院勧告の完全実施のために政府はどういうふうな処置を講じておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 人事院勧告を完全実施するということは政府の基本方針であります。これに對して努力をしておるわけでありまして、したがって、昨年度の予算におきましては予備費に計上しておりました人件費を、今回は給与費におきまして五%、七月からの実施の分五%であります。

するが、予備費に對しまして必要な調整分を加えておるのであります、もつて積極的に人事院勧告に對処せんとするものであります。いずれ人事院勧告があらりました節におきまして、その実施に對して最善の努力をいたしたいと思つておる次第であります。

○峯山昭範君 この給与の問題につきまして、ことしから給与改善として計上されたようにお伺いしたわけでありませうけれども、この点については、ちよつと政府は態度が一貫していないように私は思ふのですけれども、従来、国会の答弁では、財政法または会計法の立場から、予備費にそういうふうなものは含んでいない、そういうぐあいに聞いておりました。また先ほどの五%の問題についてもあとでお伺いしたいと思ふのでありますけれども、今回の、勧告を予想して給与改善費を予備費として計上すること自体、こころの隅の隅からいへば、昨年は予備費の中に給与改善費を見込んでおりました、こういうぐあいに私は聞いておりますけれども、ことしはこれをやめて、いままでこういうことはできないといつておつた給与改善費を給与費に計上している、こういうぐあいに私は思ふのですけれども、こういうことはかつて、いままではできないといつていたと思ふのですが、この点いかがでございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 政府は昨年以来、いかにすれば人事院勧告を完全に実施をできるかというところについていろいろ協議を重ねておつたのであります。数回にわたつたところであります。人事院總裁をも加えて検討いたしましたのであります。その結果、従来におきましてごとく、予備費だけに勧告を予想した際に給与並びに予備費、両方におきまして、もつて給与の完全実施に備えたのであります、この点は非常なる改善を見ておると思つております。

○峯山昭範君 ことしは、給与改善費というのは総額で幾ら見積もられておられますか。

○国務大臣(床次徳二君) 総額といたしましては、これは大蔵省からお答え申し上げると思ひますが、給与費におきましては、七月からの五%分、並びに予備費総額におきましては九百億圓を見ておる次第であります。

○峯山昭範君 予備費の中には幾ら組んであるかということとはわからないと思ひますけれども、實際問題として、現在見込んであるその改善費で公務員給与を完全実施できるかどうか、私は疑問だと思ひますけれども、そろそろ春闘の早場も出てまいりますし、人事院勧告も實際のところ大幅が予想されるわけですから、人事院勧告といふのはいつごろ出るのですかね、総裁、

○政府委員(佐藤達夫君) ことしも大体例年のペースで民間調査を始めることにしておりますので、おそらく勧告の日取りは例年の八月中旬というところになるかと思ひます。その節はどうぞよろしく願ひいたします。

○峯山昭範君 総裁、去年より少ないということとは私には思ひますけれども、長官、去年と同額に出た場合でも、要するに予備費がどのくらい見込んであるかわかりませんけれども、この給与改善費だけでは完全実施できないと思ひます。昨年並みでもね、それが一つと、もう一つは五%の基礎ですね、どこから五%という基礎が出てきたのか。また経済企画庁の成長率等と比較して出したんだと思ひますけれども、そこら辺のところをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 五%を計上いたしました基礎は、俸給が五%以上上ります場合におきましては、人事院から勧告を受けることになっておりますので、かような場合を勘案いたしまして五%としたのであります。なお七月分よりといたしたのは、昨年の実績が七月でありましたので、七月から計上されたというふうに了解しておる次第であります。

○峯山昭範君 昨年の実績が七月ということとは、ことしも七月からすると、そういうことですか、長官。

○国務大臣(床次徳二君) この点は人事院勧告がありまして、先ほど申し上げましたように、完全実施に対して最善の努力をするというのを申しておりますので、予備費も、先ほど申し上げたように総額におきましては九百億圓あるわけでございます。予備費と給与の改善費と兩者を考へまして、そうして努力いたしたいと思ひます。

○峯山昭範君 もうこれ以上申し上げませんけれども、まだ勧告も出ておりませんし、まさか七月実施せよという勧告が出ないと思ひますけれども、しかし五%なんというところの数字も問題でありますし、こういうことは結局人事院勧告に、何となく、ことしはこれだけにしたらええぞと、こう言つて何だか暗示を与えるような、または所得政策的なニュアンスがあるんですけれどもね。長官、これはどうですかね。

○国務大臣(床次徳二君) この点は人事院は、人事院総裁からお答えがあると思ひますが、全く独自の立場に立つて勧告いたしますので、政府からこれを制するといふことは、あらかじめワケをはめるような考へ方を持っておりません。

○峯山昭範君 そう言わなれませんでしよう。ことしは——去年は初めから非常に総合予算主義というのがさんざん言われて、総合予算主義のたてまえで、完全実施できないというのを私も何回も聞いたんですけれども、ことしはどうも総合予算主義というのはいさ言わないで、けれども、しかし、もし勧告と予算とがずいぶん食い違つた場合ですね、大幅な勧告があるだろうと私は思つておりますけれども、もし予算が足りないような場合には、ことしこそ補正予算を組んで、昨年同様年末までは補正は組まない組まないといふ言ひながら、組んだんですからね、ことしは絶対に補正を組んで、どういふことがあつても完全実施をさせていただきたい、そういうぐあいをお願いしておきたいと思ひます。

それから、これも長官、一部の新聞報道で、それどもね、ことしはまだ完全実施しない、来年一九七〇年に、労働攻勢を弱めるために——そこはわかりませんよ、完全実施すると、それが政府の腹である。衆議院の段階でも、この総定員法案の取り扱いに關連してですね、民社党さんに完全実施の問題について答弁をされておりますけれども、初めのいわゆるこういふふうな一般新聞報道が真実であるかどうか私わかりませんので、この点をひとつ明らかにしてもらいたいのと、それから民社党さんに覚え書きなんか渡されましたね、あれを両方、大臣から真相をお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 民社党さんに対して政府から何か出したのではないかと伺ひたいと思ひますが、これに対しては關知しておりません。

それからお、先ほど以来、政府といたしましては人事院勧告を完全実施するという基本的方針をもちまして臨んでおることを繰り返して申し上げたいと思ひます。しかし過去の例から見ますと、だんだんだんだん努力して改善の実績を進めてまいりました。なかなかすぐこれが実現できるといふことにもなつていなかったことは事實であります。したがつてさうな立場から、ことしの勧告におきまして、私どもは十分努力をいたすつもりであるといふことをお答え申し上げておるわけですが、もしも完全実施できなかったらどうするかと云々というお尋ねでありますならば、政府といたしましては、おそくとも昭和四十五年には完全実施をする、少なくとも昭和四十五年には、そこを目標として努力をいたしたいと思ひます。そこを目標として努力をいたしたいと思ひます。そこを目標として努力をいたしたいと思ひます。

○峯山昭範君 善意に解釈すれば、おそくとも来年は完全実施するということとは、裏返して言へばことしは完全実施しない。こういうことになるわけですね。

けですけれども、どうか、私はこれ以上言ひませんけれども、完全実施されるように極力つとめていただきたい。これを要望して、この点については終わります。

それから次に、労働基本権の問題について質問したいと思ひますが、特に現行の定員制度ですけれども、定員制度の根幹をなしているのは、これは国家行政組織法の第十九条だと思ひます。各省設置法でそれぞれ定員が定められておる。これは御存じのとおりであります。こういうように定員が法律事項として担保されているがゆゑに、公務員の身分が保障されている、こういうぐあいに言つて私は過言でないと思ひます。今回それがはつと全部政令事項となつた場合、このことは言ひませんが、實際問題として政府の意のままに定員が定められる。しかも公務員の身分保障を危うくする、危うくすると言つたらそんなことないと言ふかも知れないけれども、身分保障という点からいくと、いままでもよりうんと低下する、低下することは私は間違ひないと思ひます。そういう点から考へてみまして、政府は従来から、定員や給与ですね、こういうようなものは法律事項として、公務員が労働基本権をとられてゐるのは、定員とか給与とかいうものが法律でちゃんと定められているから労働三権が制限されている、こういうぐあいに私は解釈してきつたんです。

實際問題として公務員の生活権の保障という点でも、定員と給与がちゃんと定められているから安心だ、首切りの心配はない、なま首切の切らないとか、ちゃんとおっしゃつておりますけれども、そういうぐあいに考へてきたのですけれども、今回の総定員法によつて、いわゆる定員が政令になることは、いままでの身分保障がなくなるわけですね。ここで公務員の労働基本権の問題があらためて重要な問題となるわけですね。

そこで、私はこの基本権の問題について質問をしたいと思ひます。まず、労働基本権の問題は、当然八年間にわたるILO八十七号条約批准問題を通して、要するに日本における官公労働関係の問

題として非常に歴史的経過もいろいろあるわけですから、今日までの官公労働者のいろいろな紛争というものが、その根本は官公労働者の労働基本権を奪っているがゆえにこういふふうな問題が大きくなってきた、私はこういうふうな問題に考えるわけですけれども、政府の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) 国家公務員に對しましては、これは他の一般労働者と違ひまして、特別なやが公務員としての立場があるわけでありまして、先ほど御指摘になりました給与の問題に對しましては人事院勧告制度があります。なお、今後の労働基本権そのものにつきましても十分検討をすべき点があるわけでありまして、ただいま公務員制度審議会におきましては、従来は在職専従等の問題について審議しておりましたが、目下のところにおきましては、本来の公務員の労働関係の基本問題に對する審議に入つておる次第でありまして、審議会におきましても、十分現下の公務員の状況を勘案して意見を述べられることと考へてゐる次第であります。

○峯山昭範君 総裁、この人事院設置の意義といひますか、勧告の意義でございすけれども、これは労働基本権を奪う代償処置として、私は、人事院勧告があるんだと、こう思つておりますけれども、いかがでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) これは法律には代償云々の明文はございせんけれども、しかし、御承知のように、この法律のできました際の沿革から見て、いまの労働基本権の大幅な制限というものが入りましたときに、あわせて一方、人事院の独立性を強めるとともに、勧告制度というものも設けられた。勧告だけを例にとつて申しますれば、そういうことが沿革上はつきりしてゐる。それをとらえて、一般に人事院は労働基本権の代償機関だと言われているわけでありす。

○峯山昭範君 そういふわけですね。長官、またILO八十七号条約をめぐるあのドライヤー報告というのがございましたね。ドライヤー報告の中

にも、代償処置は十分にすべきである、そういうことがあります。また臨調答申の中にも、基本的に官公労働者に労働基本権を与えるべきである、そういう文章があります。また全通中郵事件というのがあります。また最近の最高裁の都教組事件の判決の理由においても、都教組の事件においては、これは全通中郵事件と中身は同じでありますけれども、憲法第二十八條に保障する勤労者の権利は第二十五條に基づく生存権の基本権であり、非現業公務員にも適用されなければならないと明確に述べております。これに對する長官の御意見——こういふうぐあいには當然認めるべきであるという話が相当いろいろあるわけですが、これについて担当大臣としての見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまお尋ねになりましたところの給与の問題に關しまして、国家公務員に對しましては人事院勧告制度がある。これはもうまさにそのとおりでありまして、私どもは、この制度があります以上は、この人事院勧告を尊重するという形になっております。これはあくまでも勧告という性格でありまして、これはあくまでも勧告であります。私どもはその勧告を完全実施するといふところに大きな責任を感じ、努力をしてゐる次第であります。

○峯山昭範君 それでは、先ほど大臣が言われましたけれども、第二次公務員制度審議会ですけれども、この審議会で、労働基本権に關する問題についていま審議を進めてゐると、そういううぐあいに聞いた次第でありますけれども、昨年の暮れもお伺いしましたけれども、その進捗状況並びに今後の審議予定等についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) 当初の間、五回までは在職専従制度について審議されておりましたが、第六回からは、本来の公務員の労働関係の基本に關するところの事項の審議に入つておりました。近ごろは月に二回開催いたしました審議を重ねておりますが、主として対象は、まず団結権か

ら検討を始めようといふことになりまして、目下団結権に取り組んでおる次第であります。

○峯山昭範君 これについてさらに伺いたいのですが、この公務員制度審議会の委員の中から、最近、警察官に對しても団結権を認めるべきではないか、こういうふうな意見が出てゐるといふことを聞いたのですけれども、御存じですか。

○国務大臣(床次徳二君) 外国の事例におきましては、さういふ事例があるとの御意見があつたわけでありまして、しかし、審議会といたしましては、今後十分に各方面の意見を検討されて結論を出されることと思つております。

○峯山昭範君 そうすると、いまちやうど労働基本権の審査を審議会で行つてゐるわけでありまして、本権の審査を審議会で行つてゐるわけでありまして、行なわれたわけでありまして、これは労働関係の基本に關する重大な判決である、労働基本権を認めよという判決でありますので、私どもは重大な判決であると思つてゐます。こういう問題については、審議会でも直ちに検討するべきである、私どもはこう思ふのですけれども、この判決がどういふふうな影響を与へると大臣は考へておられますか、ちやうどお伺いしたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) 審議会は全く独立した立場におきまして審議しておられるのでありまして、今回の判決に對していかうなる態度をとりますかは、これは審議会自体が御判断になることでありまして、今日いかうな考へ方を持つておられるかは、政府といたしましては承知しておりません。

○峯山昭範君 いろいろ話を聞いておりましたけれども、この二つの裁判の最高裁の結果についてはまだ十分なあれがないやうでありますけれども、いづれにしても、戦後政府は官公労働者の労働基本権といふものをいづゆる一方的に奪つたまま、それこそ、低賃金、首切り、合理化なんといふとおこられるかもしれせんけれども、現実にかういふふうな対策を進めてきた。戦後二十回に

及ぶ人事院勧告もいまだに一回も完全実施されてゐない。昭和二十四年には定員法制定による二十五万人の定員削減と十六万余の首切りが——これはもちろん国鉄、専売等を含めてでありまして、首切りが現実に行なわれました。また二十六年には三万人、二十九年には臨時待命制度によつて三万人の人の首切りが行なわれております。こういう点から考へてみて、政府は、今回の総定員法の説明にあつて、大臣が何回もおしやつてゐますけれども、なま首は切らないとか、不当配転は行なわないとか、そういううぐあひを言つておりますけれども、過去のこういふうぐあひをいふなら姿を見ますと、公務員の皆さんが政府に對して強く不信感を抱いてゐるというこはいいないと思ふのです。そのためには、政府が、さういふうぐあひはもう絶対にない、ただ口だけでなくて、現実にかういふうぐあひがないんだといふことを、公務員の皆さんが安心できるやうな根拠といふものを、当然私は示していただきたいと考へるべきである、こういううぐあひに思つてゐるわけでありすけれども、両大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いままで御指摘のとおりお答えをしてまいりました。それは御審議中の通称総定員法なるもののそもそもの起りは、臨時行政調査会設置法の御審議を通じて、先刻も触れましたやうに、あくまでも配置転換で行政サービスを落とさないで、行政改革を通じて、簡素、合理的な組織機構のもとに行政改革を行なうべきである。それについては、出血整理などといふものはやつていけない。これはもう超党派の衆参両院の附帯決議で明らかにされておるのであります。臨時行政調査会も二年間の慎重審議をいたしました。その中に流れる基本的な態度は、いま申し上げた阿院の附帯決議の線を厳重に守つてやつていくべきだといふ趣旨の答申に相なつておることは御承知のとおりでありまして、この法律を御決定いただきました後に、各省設置法で定められておりました定員を政令で定めることをお許しい

ただきまして、この法律の趣旨から申しまして、出血整理なんかやるべきじゃないという厳然たる国会を通じての政治的責任を政府は負わされておるものと考えます。また本人の意思に反し、不当配置転換などというものを、これは政策問題として考えまして、人事政策上あるべきものじゃないという良心的な運営をはかるべきことも当然だと存じておるのでありまして、その意味における公務員諸君の身分の保障の意味におきまして、この法律によっていままです以上の不安感が新たに生ずるということはあるはずがない、あらしめてはならない、これはもう一貫した法の趣旨だと存じております。

○国務大臣(床次徳二君) たいま行管長官から御説明申し上げましたとおりでございます。出血転換はこれは絶対にしないということを考えております。御承知のごとく、欠員不補充主義というものと配置転換、本人の意思による配置転換というものを十分に組み合わせまして、たいまの目標を達成することができると考えております。

○峯山昭範君 わかりました。実はまだお伺いしたいことがたくさんあるのですけれども、あとこの次に譲りたいと思いますが、いずれにしても、労働基本権の問題については、これから当委員会の答弁、たびたび検討はまたされると思えますけれども、いずれにしても、最高裁の判決並びに全通中郵事件、それからドライヤー報告、それから臨調答申等を見ても、当然これは公務員の皆さんに与えられるものだとは私はこう考えております。いずれにしても、たいま答弁がありましたので、一応この点については一たんこれで終わりたいと思います。また次回に総定員法並びに監察局に対する質問は行ないたいと思います。以上で終わります。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(八田一朗君) 速記を起こして。

本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

す。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十四分散会

昭和四十四年五月七日印刷

昭和四十四年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局